

2016年改正欧州司法裁判所手続規則 [参考訳]

2017年9月11日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Consolidated version of the Rules of Procedure of the Court of Justice of 25 September 2012
に基づき翻訳を試みた。テキスト(英語版)は、下記の Web サイトから入手した。

https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2012-10/rp_en.pdf
[2017年8月23日確認]

このテキストには、「Rules of Procedure of the Court of Justice of 25 September 2012 (OJ L 265, 29.9.2012), as amended on 18 June 2013 (OJ L 173, 26.6.2013, p. 65) and on 19 July 2016 (OJ L 217, 12.8.2016, p. 69)」との注記がある。即ち、2016年7月19日改正後の最新版(統合版)の欧州司法裁判所手続規則のテキストである。

欧州司法裁判所手続規則は、目次及び条文の2つの部分で構成されている。この参考訳においては、目次及び条文の全文を訳出した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。

ただし、意訳の語彙上の選択基準は、個々の法令の制定趣旨や当該法令の起草者の個人的趣味や歴史的変遷等を反映せざるを得ない部分があるので、個々の法令により一定せず、常に個別ケースバイケースの検討が求められる。それゆえ、一般の英語教育上の慣例や翻訳家の慣例とは異なる訳となっている部分がある。

とりわけ、在ルクセンブルク日本国大使館の下記の Web サイトにある訳語の中には、その意味及び機能において明らかに適切を欠く部分を含むものであるので、そのような部分に関する限り、在ルクセンブルク日本国大使館のサイトにある訳語にこだわらずに、この参考訳の訳語を選択することにした。

<http://www.lu.emb-japan.go.jp/japanese/eu/justice.htm#II>
[2017年8月23日確認]

この参考訳は、あくまでも欧州司法裁判所手続規則の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるので、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

欧州司法裁判所手続規則の第48条第4項による電子的な送達の基準、第57条第8項の手続文書の電子的な提出のための基準を定める決定とは、*Decision of the Court of Justice of 13 September 2011 on the lodging and service of procedural documents by means of e-Curia* (OJ C 289, 1.10.2011, p.7-8)のことを指す。ただし、この決定は、2012年の欧州司法裁判所手続規則改正前に制定され、そのまま決定としての効力を維持しているものであるので、同決定の中に示される根拠条文の番号が2012年改正前の欧州司法裁判所手続規則の条文番号のままとなっていることに留意しなければならない。

この決定とは別に、同種の決定として、*Rules of Procedure e-EFTA Court* の第32条に基づく *Decision of the Court on the lodging and service of procedural documents by means of e-EFTA Court* (2017/C 73/09) (OJ C 73, 9.3.2017, p.18–19)がある。

(この参考訳作成する際に考慮した事項)

「*the Official Journal of the European Union*」は、全て「EU官報」と訳すことにした。原文では車体となっているが、この参考訳中の訳文では斜体となっていない。

欧州司法裁判所手続規則における用例上では、「*the Court*」は、官庁としての欧州司法裁判所のことを指すのを原則としているが、これとは別に、訴訟法上の裁判体という意味での裁判所を示すため、あるいは、一般裁判所 (*General Court*) を含む一群のEUの裁判所を指すため、あるいは、司法行政組織としての裁判所を指すためなど、様々な異なる趣旨で用いられている。その区別は、語それ自体から得ることができず、当該条項の内容を解析し、その文脈から判断する以外に適切な方法はない(第11条第3項参照)。ただし、この参考訳中では、受訴裁判所が構成される以前または構成中の状態を示す場合に限定して、「*formation*(構成)」と同義の「*Court*」を「裁判体」と訳した部分がある。また、「*formation*(構成)」を「裁判体」と訳した部分もある。これは、日本語として同じであるため、「*formation*(構成=裁判体)」を構成(形成)する行為(*composition*)との区別がつかなくなることを避けるためである。

なお、事件配点後の裁判所の構成の変更の制度は、日本国における訴訟制度とは全く異なるという点に十分に留意しなければならない。日本国の訴訟法においては、受訴裁判所が確定した後の事後的な裁判所(訴訟法上の裁判所)の変更は、移送によって行われ得る。この移送は、受訴裁判所による訴訟指揮権の行使の一部である。移送をした裁判所を構成する裁判官と移送を受けた裁判所を構成する裁判官とは全く異なることが前提とされている。これに対し、欧州司法裁判所においては、司法行政権の行使の一種として、特定の受訴裁判所に配点済みの事件を別の構成の裁判体に配点し直すという論理構造が採用されている。しかも、少人数構成の裁判体から大人数構成の裁判体へと事件の配点替え(または事件の回付)が実施される場合、配点替え後の大人数構成の裁判体には元の小人数の裁判体を構成する裁判官が必ず含まれるので、実質的には、特定の裁判体の裁判官を増員して異なる種類の裁判体を形成する行為として理解することができる。一般に、裁判所の構成を任意に行うための方法は存在しないので、日本国の法制度においては、受訴裁判所の訴訟指揮権の行使として事件の移送の手続が実施されるのに対し、欧州司法裁判所においては、司法行政上の措置として新たに裁判体が構成され、その裁判体に対して事件の配点替えが実施されるのである。これは、欧州司法裁判

所が全体として1個の多細胞生物のような構造をもつものと理解されており、個々の合議体(裁判体)が完全に独立した「裁判所」とであるとは理解されていないことによるものと考えられる。

比喩的に言えば、多数の単細胞生物の集合体としての欧州司法裁判所は、全体として1個であるので、日本国の法制における裁判所制度の一般的な理解とは全く異なり、その細胞集合生物を構成する個々の細胞の核に相当する判事の中で最も優越的な立場にある長官及びその細胞集合生物を構成する個々の細胞の核が相互連携する全体法廷(全裁判官で構成される法廷または司法行政上の意思決定機関としての裁判官会議)の決定は、司法行政権の行使であると同時に、特定の事件との関係では、細胞集合生物としての裁判所の訴訟指揮権の行使であるとも理解することが可能であり、また、法廷(Chamber)は、その細胞集合生物を構成する複数の細胞が離合集散して必要な部分集合を形成するのと同じである(ボルボックスの球状集合体の中に小さなボルボックスの球状集合体が複数入っている状態。その小さな部分集合を構成する個々の単細胞生物体は分離して1個の更に大きな球状の集合＝全体法廷に再編成されることもある)。その意味では、一般的な法哲学上の意味における司法権の独立の理念と齟齬するところが全くない。

加えて、欧州司法裁判所における証拠調べ手続は、基本的に書面審理を主体とする職権主義を前提とするものであり、日本国において一般に考えられているような意味での米国流の当事者主義を前提とするものでは全くない。このような制度が採用されているのは、歴史的には、法官は貴族階級またはその子孫の一員であり、一般庶民とは全く異なる階級に属していたという歴史的な理由に基づくところが少なくないとも考えられる。

一般に、日本国の普通の大学法学部等においては、「訴訟法上の裁判所」の意義について、欧州におけるような法制度が存在することを教えていないので、誤解の原因となり得る。そして、欧州の裁判制度も日本国と基本的に同じようなものであると安易に想定してかかると、全く理解できずに混乱するといったような事態に陥る危険性があり得る。

この参考訳は、[訳注]を付さないという方針で作成されているため、[訳注]によって「the Court」の意味上の差異を知ることができない。一般論としては、この分野の専門研究者には、EU及び日本国の裁判所法、国家行政組織法及び訴訟法、並びに、関連する法制史(法史学)及び実務の全てに精通するための努力が求められる。全体像を理解した上でなければ、その構成部分の特殊性を理解することもできず、全体像としての制度上の基本的な相違を踏まえない部分だけの比較法的な検討は、学術上も実務上も無意味である。

以上のように、欧州司法裁判所における裁判体(formation)は、固定的なものというよりは、少なくとも理論的には、事件の特質及び必要性に応じて、所定の判事の名簿の中から所定の方法により指名された判事構成により、その都度、裁判体として「構成される」ものである。この判事の名簿は、小法廷の総括者及び予審判事の名簿と共に公開されており、それを丁寧に読むことによって、実際の運用をある程度まで理解することが可能である。これらのリストは、大法廷を構成する判事の名簿がEU官報(OJ C 7, 11.1.2016, p.5-7)で公開されているほか、下記の欧州司法裁判所のWebサイト上で公開されている。

https://curia.europa.eu/jcms/jcms/Jo2_7027/en/

[2017年8月30日確認]

「full Court」は、官庁としての司法裁判所の判事全員で構成される合議体を意味し、その法廷という側面から表現するときは「全体法廷」として表現されることになる。しかし、その判事全員で構成される合議体で遂行される職務内容が通常の裁判ではなく、司法裁判所の司法行政と関連する事項である場合、その「full Court」は、司法裁判所の意思決定機関である全体法廷と同じものであることになる。その合議体を構成する自然人としての判事は同一人物であるが、法的または組織的な機能が異なるので、観念的には別の属性をもつ行為を行っているとして理解することができ、そのために、官庁としての裁判所と訴訟法上の裁判所という法理念上の相違が生ずるのである。

一般裁判所 (the General Court) における「the General Court sitting in plenary session」も同じである。

語としての「full Court」は、規則の第9条に「評議」を行う主体である合議体の1つとして名前が出てくるだけであるが、例えば、規程 (Statute) の第3条第2項にはその職務内容が規定されており、「full Court」は、規程第3条第1項に定める判事の免責特権 (免除特権) の剥奪の判断が示されている。この免責特権の剥奪は、例えば、特定の判事に非違行為があった場合に、内部的な懲戒処分 (解任) を受けるということだけではなく、民事・刑事の責任を負うということの意味している。この解任手続は、規則の第6条に定められており、記録官は在廷しないので、判事だけで構成される純然たる全体法廷 (full Court) において解任の可否・当否が判断されることになる。形式的には裁判の形態をとっていても、そこで行われる判断は、純然たる司法行政行為である。このような仕組みは、日本国の法制下においては、裁判官の分限裁判に相当するものである。このような仕組みの法制史上のルーツは、古代ゲルマン社会または古代ゲール社会における「Ding」に由来するものではないかと推定されるものであるが (規程第6条第1項参照)、詳論は避ける。

「the Grand Chamber」は、「大法院」のほうがニュアンス的に正しいのではないと思われるが、慣例により、「大法廷」と訳すことにした。「the Chambers」は「小法院」または「法院」のほうがニュアンス的に正しいのではないと思われるが、慣例により、「小法廷」と訳すことにした。「Reviewing Chamber」は「破棄院」のほうがニュアンス的に正しいのではないと思われるが、「破棄小法廷」と訳すことにした。

これらの「Chamber」は、前述のとおり、固定的なものではない。固定的なものではないという意味は、日本国の裁判所における「部」のように常設されており、その裁判体の構成 (構成員) が (移動等により交代があるまでは) 固定されているのとは異なるという意味である。比喩的に極論すれば、欧州司法裁判所には、判事のプールしか存在しない。そして、個々の事件が受理されると、欧州司法裁判所規程及び同規則に定める方法に従って、その都度、必要な構成員で組織される裁判体 (formation) が構成 (compose) されるのである。このような裁判体の構成は、司法行政権の一部に属し、必要に応じて構成の変更が行われる。

以上のような観点からすれば、欧州司法裁判所について、日本国憲法に定める日本国の裁判制度と類似する国家組織であると認識することは、根本的に誤りである。EU の裁判所制度と日本国の裁判所制度とで共通するのは、「国家の基本的価値観を維持するための司法権の担い手である」という点だけである。

「the President of the Court」は、欧州司法裁判所の長官である。

「the President of the Court」は、官庁としての欧州司法裁判所組織の頂点としての権限と職責を負う者であるが、欧州司法裁判所規則に定める訴訟法上の裁判所（裁判体）との関係では、観念的には、どの裁判所（裁判体）においても訴訟指揮権をもつ裁判長となる。それゆえ、大法廷以外ではない小法廷や予審に関しても、その権限主体は「the President」と表現されている。しかし、欧州司法裁判所規則第11条第4項により、「5判事小法廷または3判事小法廷に配点された事件に関しては、裁判所長官の権限は、その小法廷の総括者によって行使される」ことから、これらの小法廷においては、実際には、総括者が長官（裁判長）としての権限を行使することになる。個々の条文それ自体としてはそのことが明確ではないが、例えば、日本国の訴訟法においても裁判長ではない裁判官（単独裁判体の裁判官）が裁判長としての権限を行使することがあり、そのような合議体ではない裁判体に関しても裁判長との語が用いられ、自動的に読み替えられるものとされていることと比較すると、ややわかりやすいのではないと思われる。

この参考訳においては、当初、裁判長として訴訟指揮をする場合の「the President」を「裁判長」と訳しわけるとも検討したけれども、大法廷による場合と小法廷による場合とで区別しないで条項が制定されている箇所、そして、予審の場合とそうでない場合を区別しないで条項が制定されている箇所が多々あり、むしろ「長官」と直訳したほうが安全であると判断し、「長官」と訳すことにした。

「Judge-Rapporteur」は「首席判事」と訳されることがあるが、これは、完全な誤りである。通常、「首席判事」は、その所掌する法廷を代表する筆頭判事のことを意味する。しかし、この規則におけるそのような筆頭判事は、「小法廷総括者（President of Chamber）」であり、「Judge-Rapporteur」ではない。「Rapporteur」は、むしろ、行政機関における連絡官と同じようなものだと考えるのが妥当である。この規則における「Judge-Rapporteur」の職務は、当該小法廷の長（首席）である小法廷総括者に対し、個々の事件の進行状況等について報告する責務を負う判事のことを意味する。これは、日本の国家行政制度全体の構造上の語彙と比較して検討してみると、その小法廷の「首席」の職務ではない。

一般に、日本国の憲法体制下においては司法権が完全に独立しており、個々の裁判体（合議部）の中に連絡官としての職務を遂行する判事（判事補）は存在しないので明確に理解することが困難であるが、EUの構成国においては、シャルル・ド・モンテスキュー（1689～1755）の本来の政治理論どおりに2権分立（立法権及び執行権・執行権が更に行政権と司法権に分けられる）が基本であり、その意味での執行権（行政権）の一部として「司法権」が位置付けられていることからすれば、訴訟法上の意味における裁判所の中に連絡官が存在することは特に奇異なことではない。訴訟上の裁判所（裁判体）の構成（formation）とは、恒常的かつ制度的な特別裁判所の構成の仕組みに他ならず、それは、かつての君主制または貴族制の残滓とみることも可能であるが、現在でもなお完全に機能している。

日本国憲法においては特別裁判所の設置が禁止されているため、日本国で法学を学んだだけの者には全く理解し難いことかもしれないが、しかし、恒常的かつ制度的に、法廷（Chamber）という名の特別裁判所を構成し続け、かつ、構成し直し続けるための国家制度を構築し、それによって国家の統治を行うことこそ、まさに、欧州における最も典型的な司法制度の根幹となる原理である。明治時代の日本国がこのような原理を国家制度として導入したことには、明確な合理性

がある。

「Judge-Rapporteur」は、日本国の旧裁判所構成法（明治23年法律第6号）の下における治罪法（明治13年太政官布告第37号）及び旧刑事訴訟法に基づく刑事訴訟制度における「予審審問」とはかなり異なる性質、権限及び職責をもっている。しかし、欧州の裁判制度において伝統的な「予審」を担当するために特に任命される判事であることは否定しようがない。「Judge-Rapporteur」が、日本国にかつて存在した予審の制度と同じものであるとの誤解を避ける必要があることに留意すべきではあるが、欧州の伝統に基づいてものごとを考えなければならない。

この点に関して、欧州司法裁判所規則の第59条をみると、同条に定める「Judge-Rapporteur」の職務は、日本国の最高裁調査官の職務内容と類似するものを含んでいる。しかし、日本国の最高裁調査官と異なるのは、「Judge-Rapporteur」が小法廷の総括者を補佐する職務を主たる職務としてもっており、かつ、その小法廷の判事の中から指名されてその職務に従事するという点である。日本国の最高裁調査官は、最高裁の小法廷の構成員である最高裁判事とは全く異なる職種であり、無論、最高裁判事の一員ではない。最高裁調査官は、個々の最高裁判事との関係においては、「staff」としてその職務に従事する。なお、日本国の裁判所制度の下においては、裁判官の独立が徹底しているという建前になっているので、このような司法行政上の連絡事務は、判事（裁判長）の仕事ではなく、訟廷管理事務を担当する裁判所書記官または裁判所事務官の所掌事務とされている。

加えて、第59条に定める手続は、争点整理を含め、日本国の民事訴訟手続における訴訟における弁論準備手続等に類する部分を含んでいる。しかし、日本国の制度は、事件配点が終わり、訴訟法上の意味での裁判所（受訴裁判所）が確定し、その受訴裁判所における具体的な訴訟行為の一部として実施されるものである。これに対し、「Judge-Rapporteur」による事前審査及びその結果報告書の提出は、全体法廷による事件配点の決定の判断資料を得るためのものであって、日本国に存在する制度とは全く異なるものである。そして、全体法廷においては、様々な政策上の理由から、優先的な取扱いをする事件が選別され、また、どの裁判体に事件が配点されるべきかが決定される。

このような制度設計においては、機械的平等を確保するための公平原則は存在しない。そこで想定されている司法行政は、行政作用の一種である。欧州司法裁判所においては、司法行政（特に事件配点）における予断排除原則及び公平原則が基本的に無視されているのである。そもそも、これらの原則は、欧州基本権憲章の中にも存在せず、基本的な価値とは考えられていない。このことは、欧州司法裁判所規則第54条にも露骨に示されている。事件の併合・分離の権限は、当該事件の受訴裁判所の訴訟指揮上の権限ではなく、欧州司法裁判所長官の司法行政上の措置として位置付けられている。受訴裁判所は、併合または分離の決定が行われたことの連絡を受けるのみである。

日本国の裁判制度（司法行政）においては、予断排除原則及び公平原則が徹底しているため、欧州司法裁判所及び構成国の裁判所で普通に見られるような①事前の綿密な書類審査及び証拠調べ等に基づき、②明確な予断を得た上での、③形式主義的な口頭弁論を伴う審理という訴訟構造を採用し得る余地は、国家法上、ほとんどないものと考えられる。

欧州の制度は、米国におけるディスカバリーの制度との関係においても、事前に事件の内容に関する予断をほぼ完全に得てしまうという点では類似点があるが、全般的には、制度上異なるものである。なお、ディスカバリーに相当する訴訟手続上の制度は、欧州司法裁判所規則の第

62 条に定められている。

おそらく、先進国の中で、形式的な意味での予断排除法則を厳守しているのは日本国のみである。これは、西欧の文化にルーツをもつものではなく、江戸時代における「奉行」の武士道的な精神をそのまま踏襲するものとして理解するのが正しい（三宅正太郎『裁判の書』参照）。

以上の諸点を考慮に入れた上で、この参考訳においては、「Judge-Rapporteur」を「首席判事」ではなく、「予審判事」と訳すことにした。

「Assistant Rapporteurs」は、「補助報告書」との訳もあるが、「予審補佐官」と訳すことにした。

「Assistant Rapporteurs」の職務には、日本国の最高裁調査官の職務と類似する部分がある。しかしながら、規程第13条により、「Assistant Rapporteurs」の職務は、主として、予審において、予審判事を補佐することである。日本国の最高裁の審理においては、EU におけるのと同じ意味での予審手続は存在しないので、この点が異なる。

この参考訳では、「the Advocate General」を「独立弁論官」と訳すことにした。

この訳語は、後述の丸橋透氏の発案に基づく。私見としても、この意見に完全に賛成する。

「法務官」との訳語が用いられることが多いが、欧州司法裁判所は、司法権の担い手であって、行政権の一種である法務の担い手ではない。行政権の一種である法務は、各構成国の法務省によって担われ、とりわけ、刑事法務は、各構成国の検察庁の所管である。そして、「法務官」との語は、一般に、行政権の一種である法務を担当する行政官のことを指し、裁判所に所属する機関等の名称としては、明白に不適切である。「the Advocate General」について「法務官」との語を用いることは、その訳語を用いるということだけで、司法権の侵害を惹起する危険性がある。それゆえ、この「法務官」との訳語は、廃止または禁止されるべきである。

「the Advocate General」が法務省の職員（法務官）のようなものではないことは、一般裁判所（General Court）の手続規則では、より明らかである。すなわち、一般裁判所においては、所属する判事の中から、個々の事件において独立弁論官として行動する者が指名される。すなわち、その職務は独立弁論官であるが、実際には判事である。そして、判事は、法務省の職員ではなく、裁判所の構成員（member）である。このことから、少なくとも、一般裁判所においては、「the Advocate General」を「法務官」と訳すことは、完全に誤りである。そして、司法裁判所における、「the Advocate General」は、一般裁判所における、「the Advocate General」と同格またはそれ以上の地位にある者として理解するのが妥当であるから、司法裁判所の、「the Advocate General」についても、これを「法務官」と訳すことは、同様に誤りであると考ええる。

以上を踏まえた上で、独立弁論官は、欧州司法裁判所のための参審員の一種であるが、全くの素人裁判官ではなく、高度な知識・経験をもつ専門家である。その実質は、常設の鑑定人に近い。しかし、特殊な事項について意見を述べるだけでなく、かなり多数の事項について、個別の訴訟の審理・進行に関しても（多くの場合、予審判事と共に）意見を述べることとされており、そのような場面においては、合議体の評議の一員として機能していることになる。

そして、先決裁定事件においては、弁論の最後の場面において、独立して意見書を陳述するものとされている。「the Advocate General」は、通常の構成国の参審員よりもかなり独立性の高い職務を遂行し、かつ、一般的な参審員よりもかなり高い地位にある者であると理解することができる。

それゆえ、「the Advocate General」を「独立弁論官」と訳するのが妥当である。

この参考訳では、「Registrar」を「記録官」と訳すことにした。

この訳語は、後述の丸橋透氏の発案に基づく。私見としても、この意見に完全に賛成する。

その職務内容からすれば、「Registrar」は、日本国の裁判所の職務の中では、最高裁判所事務総局の事務総長、人事局長、首席書記官及び判例集編纂委員長の職務を全て兼有する者であり、かつ、それと同時に、具体的な事件（特に大法院で審理される事件）について、書記官としての職務を遂行する者であると解される。

しかし、「Registrar」は、EUの機関としての司法裁判所の行政事務のみを担当するわけではないこと、そして、規程第12条により、「Registrar」が実質的には「Secretary General」と同等の職位にありながら、その官名（職名）としては、「Secretary General」ではなく、明示で「Registrar」とすることが定められていることから、「事務総長」または「事務局長」との訳語は疑問である。実質的にみてEUの他の機関における「Secretary General」と同等またはそれ以上の地位にありながら、あえて「Registrar」を職名としているのは、逆に、EUの行政機関の事務局トップよりも名誉ある地位であることを示す趣旨とも考えられる。

他方、上級管理職の地位及び職務をもつことから「書記官」との訳語も失当である。ただし、全ての文書管理業務等を「Registrar」が現実かつ直接的に遂行するのではなく、その業務多くは、「Registrar」の統括の下で、司法裁判所の職員（staff）によって行われるものと考えられる（規程第12条参照）。日本国の裁判所における裁判所職員の大部分は、司法裁判所における「staff」に相当すると解するのが妥当である。

「Registrar」の訳語について、後掲「EU司法府関係条文の翻訳と解説」では、司法行政の統括者であるとの理解を前提に、「事務局長」との訳語をあてている。しかし、この解釈は、おそらく欧州司法裁判所規程（Statute）及び同規則（Rules）を精読・熟読玩味しないで考案されたものであると推定される。これらの法律文書を読む限り、統括者は、長官であって「Registrar」ではない。特に、判事の懲戒手続において、「Registrar」が関与できないことは極めて重要なことである（規則第6条第2項参照）。ただし、このことは、「Registrar」が単なる職員の一員である書記官または事務官であることを意味しない。「記録官」という名称にかかわらず、非常に高い地位にあることは事実である。これは、例えば、共産主義や社会主義の組織・団体または労働組合等において、「書記」という機械的事務を担当する者であるかのような名称をもちながら、実は、その書記こそが、まさにそれらの組織の執行部の中枢であることと良く似ている。

このように「書記」が国家行政組織の中枢であるという制度的な仕組みは、近代の西欧に始まったものではなく、古代シュメールの諸王国や古代エジプトの諸王朝から続く文化的な伝統の一種のようなものである。文字を自由に使いこなせる者が行政機関において枢要な地位に就くという点では、中国の古代においても全く同じである。日本国の古代においては、「吉士（吉師）」がその役割を担った。戦前の「高等文官試験」の「文官」という名にもその名残が見られる。

要するに、「事務局長」という名でなければ偉そうにみえないというような俗な感覚を完全に捨て、「記録官」は非常に高位の上級公務員であるという素直な認識をもてば、それで足りることである。あくまでも一般論として、偏見の抹消による意識改革が求められる。

加えて、Commission Implementing Regulation (EU) 2016/823、Commission Regulation (EC) No 2082/2004、Commission Regulation (EC) No 771/2008等の知的財産権（商標、意匠

等)の登録申請にかかる審判手続と関係する手続法令においても「Registrar」が存在し、これらの法令における「Registrar」の職務においても整合性のある訳語を考えなければならない。この場合、職務の実質的な内容を考慮した意識的な訳語を選択するよりは、無機的に直訳的な訳語を選択するほうが無難である。そして、そのような見地から選択可能な「Registrar」の訳語は、「記録官」である。

「the Registry」は、「裁判所書記局」との訳もあるが、慣例により、「登録所」と訳すことにした。この登録所において、全ての訴訟記録が管理される。そのことから、登録所において従事する裁判所職員等の行為も登録所で行われる行為として表現される(第90条、第106条、第119条、第143条、第167条参照)。

日本国の裁判所の事務で比較してみると、裁判所書記官または裁判所事務官による受付事務により収受された訴訟関係書類等は所定のロッカーに収納されて保管されるが、個々の裁判所職員の行為は、組織体としての裁判所の行為の一部とみなさえることから、その「ロッカー」において行為が行われたと表現されていると考えると理解しやすい。ただし、日本国においては、人間の行為または人間の存在を重視した表現が好まれ、例えば、この例では、「ロッカーにおける提出」ではなく「受付における事務(受付事務)」として表現されるのが普通である。前者は、法人としての裁判所の行為を重視するものの見方であるのに対し、後者は人間である個々の職員の行為を重視するものの見方であるとも考えられる。純粋に組織構成法という観点からは、前者の表現方法のほうが正確である。人間の自由と個性を重視すると一般に信じられているフランスの文化圏においてこのような発想がもたれることは、庶民の文化・思想と支配者としての貴族階級の発想・統治構想とが、もともと完全に乖離していたとの仮説(この仮説は、日本国の江戸時代における町民の文化・思想と支配階級である武家の精神・統治構想とは、もともと乖離していたとの仮説とパラレルの仮説)を成立させ得るものであるが、これ以上の深い入りは避ける。

このような表現の相違は、「何を基準にして抽象化が行われるか」という脳内の一定の傾向性によって左右されるものである。社会の大多数の者は、一定の思考傾向を脳内に単純に複製するように普通の一般教育を受け、それを無批判的に受容するがゆえに社会の安定性がもたらされるのであるが、それが唯一無二的に正しい抽象化であるという保証は全くなく、単にアドホックなものに過ぎない。

それゆえ、可能な限り公平に思考したいと望むのであれば、常に、別の観点からの抽象化を試み、自らの思考それ自体を客観化する努力を継続することが必要であるし、そのためには、基本的に大量の資料を公平に吟味した上での帰納法的な考察方法を採用するしかない。ただし、そのためには、一定程度の能力と精神の強靱性が求められる。そして、これは、誰にでも容易にできることではない。地道な努力の積み重ねを要する。

「register」は、欧州司法裁判所における訴訟事件の管理簿のことを意味する。「登録簿」と訳すことにした。

「time-limit」は、フランス語版では「des délais」となっている。なお、欧州司法裁判所内においては、判事及びそれ以外の職員等との間において、主としてフランス語が用いられている。

英語の「time-limit」は、「期限」を意味し、フランス語の「des délais」は、「期間」または「期限」

を意味する。

欧州司法裁判所手続規則の第49条ないし第52条の内容から検討してみると、これらの条項は、日本国の民法等における「期間」の概念と同じものを指していることを理解することができる。明治時代の法典編纂時にフランス民法における「des délais」を「期限」と訳すべきものを「期間」と誤訳したまま日本国の民法典が編纂・制定された可能性も全く否定できないわけではない。

しかし、日本国においては既に「期間」という概念が固定してしまっているため、欧州司法裁判所手続規則（英語版）の表現（time-limit）とはかけ離れてしまうが、「期間」と訳すことにした。

ただし、文脈から、「time-limit」を「期間」ではなく「期限」と訳すしかない部分に関しては、「期限」と訳すことにした。

「main proceedings」は、「基本事件」と訳すことにした。

例えば、構成国 X の Y 裁判所に係属中の事件（A 事件）について、欧州司法裁判所に先決裁定の申立てがあった場合、欧州司法裁判所に係属した先決裁定事件（B 事件）との関係では、A 事件が B 事件の基本事件（main proceedings）となる。

A 事件と B 事件とでは、直接の当事者の構成及び原告・被告の関係並びにその訴訟代理人等が一致しないことがあり得るため、B 事件の審理において、A 事件の当事者の関与を確保するための方法が必要となる。この欧州司法裁判所規則の中には、その当事者の関与の確保のための多数の条項が含まれている。

「subject-matter of the proceedings」とは、民事訴訟においては、「訴訟物（Streitgegenstand）」のことである。刑事訴訟においては、「公訴事実（Gegenstand des Urteils）」または「訴因（count）」がこれに該当する。

訴訟物の概念及び訴訟法上における取扱いは、各構成国の法制により異なる。英米法系の訴訟制度においては更に異なる。しかし、国家制度としての訴訟制度である以上、特定の紛争を国家権力に基づく拘束力のあるものとして解決する対象の範囲を示すものでなければならない。その特定された対象の範囲内において、執行力及び既判力が生ずる。そして、その既判力の作用として、副次的に、再訴の禁止や、判決によって確定された権利の消滅時効等の法的効果が生ずるのである。これらの法制度は、「法の支配」の本質的部分の一部を構成するものであり、それを知らない国家は、「法の支配」のない国家または EU の基本的な価値観とは矛盾する国家とみなされる。「法の支配」は、EU の個人データ保護法制における「十分性」の判定においても極めて重要な要素の1つである。

「subject-matter of the proceedings」は、英米法、ドイツ法、フランス法等の各国法のいずれをベースにして考えるかの相違により、異なる訳語が用いられているが、基本的には、判決の効力（特に既判力）を念頭に置いた上で、その範囲を確定するために法的な道具概念として用いられる「訴訟の対象」を示す語句をその訳語にあてるのが普通である。

この参考訳では、以上の諸点を踏まえた上で、「訴訟の対象」と訳すことにした。

同様に、「subject-matter of the dispute」は、「紛争の対象」と訳すことにした。

「application」は、それが書面を示す場合、「申立書」と訳すことにした。

日本国の裁判制度においては、民事訴訟と刑事訴訟とで提出されるべき文書の名称が異なり、

また、民事訴訟の中だけでも訴状や申立書など、様々な名称が存在する。しかし、欧州司法裁判所規則の中では、「application」または「request」のいずれかであり、請求内容の種別による名称の区分が明確ではなく、しかも、「application」及び「request」の用法に統一性がない。命令または決定を求める申立書も判決を求める申立書も、いずれも「application」として表現される。

これは、日本国の制度と異なり、予審判事のレベルで申立書の内容が吟味され、必要に応じて、当該事件の内容・性質に合致した裁判体（構成）へと事件配点が行われるからであると考えられる。日本国の民事訴訟におけるのと同じ補正命令と訴状却下の制度もあるが（第122条参照）、そこでは、事件の種類に関する記載の瑕疵のようなものは観念されていないように解される。

日本国の訴訟制度においては、例えば、知財事件、労働事件、行政事件等は、受付の段階で裁判所職員によって受付順に機械的に仕分けされ、所定の部に事件配点されるため、受付前の段階で事件の種類が明確に区分されていることが重要であるが、欧州司法裁判所においては、当事者自身の見解とは関係なく、予審判事が、その専権により、申立書及び添付される証拠書類等を事前に調査し、一定の心象を形成し、その時点における一定の結論（判断）を得た上で、適切な小法廷に事件配点されるように提案し、その後に事件配点を受けた小法廷が受訴裁判所として判断することとされているので、この点の区分が所定の書類の受付の前に完全にできていることは重要ではないのかもしれない。EUの裁判制度は、書面審理を主体とする職権主義を基本とするものであり、当事者主義に主たる重点が置かれているわけではない。EUの市民は、基本権憲章に定める権利を行使する自由をもつが、その行使される権利は、書面審理を主体とする職権主義に基づく裁判所によって（公平に職権主義により）裁かれる。その意味で、EU諸国における弁護士等の実務法律家の役割は、日本国におけるよりもはるかに重要性の低いものであるということが出来る。このことは、欧州司法裁判所における判断形成が、当事者やその訴訟代理人（弁護士等）の主張によるよりも、予審判事（Judge-Rapporteur）及び独立弁論官（the Advocate General）の意見による影響のほうがはるかに大きくなるように基本的な制度設計が行われていることから理解することができる。

それゆえにこそ、EU諸国においては、国家機関としての裁判所ではなく、市民が自治的に紛争解決をすることのできる様々な仕組みや、参審制のような制度が模索されていると考えることもできる。

これらの点は、日本国における状況とはかなり異なる。そして、このような政治的・歴史的・社会的・文化的な文脈を全く無視した形式的な比較制度論のようなものは、空虚である。そして、以上の諸点は、個人データ保護制度に関しても、専門家（EDPS、データ保護監督官、データ保護委員会その他のデータ保護監督機関、加えて、組織内的な仕組みとしてのデータ保護責任者）による法的保護を重視するという制度設計という点において、一脈通ずるところがあるのではないかと考えられる。

「pleas in law」は、「法律上の主張」と訳すことにした。「plea」は、一般に「答弁」と訳される。しかし、例えば、申立人（原告）が申立書（訴状）の中で「pleas in law」を記載すべきものとされる場合、それは、何らかの主張に対する答弁ではあり得ない。この場合、明らかに、原告の法的主張のことを意味する。

「legal arguments relied on」は、主張の根拠として引用する判例等を指すものと解される。この参考訳においては、「依拠する法の見解」と訳すことにした。

「must accept the case as he finds it at the time of...」は、直訳すると、条文としての意味が通じなくなってしまうので、「・・・の時点の訴訟状態のものとしてその事件を受け入れなければならない」と意識することにした。

例えば、ある時点から訴訟参加する者は、参加の時点以前に行われた訴訟行為及びその結果を遡及して覆すことができない。その場合の訴訟参加人は、将来に向かってのみ、訴訟行為を行うことができる。

「decision」は、異なる複数の意味で用いられている。

官庁としての欧州司法裁判所が定める法規の一種としての「decision」は「決定」である。この意味における「決定」は、原則として、EU 官報上で公示される。欧州司法裁判所規則第 190 条 a の第 1 項に既定する一般裁判所手続規則 (OJ L 105, 23.4.2015, p.1-66) の第 105 条第 11 項の「decision」も欧州司法裁判所が定める法規の一種としての「decision」であり、EU 官報上で公示されるものである。この決定とは、欧州司法裁判所手続規則第 190 条 a の第 5 項に定める決定と同じものであり、具体的には、Decision (EU) 2016/2387 of the General Court of 14 September 2016 concerning the security rules applicable to information or material produced in accordance with Article 105(1) or (2) of the Rules of Procedure (OJ L 355, 24.12.2016, p.18-30) のことを指す。

官庁としての欧州司法裁判所の組織（裁判所長官、全体法廷）による司法行政上の判断としての「decision」は、組織としての判断という意味での「決定」である。この「決定」は、組織運営上の個別の判断であり、制定法という意味での法規範ではない。

訴訟法上の意味での裁判書の「decision」は、独立の裁判の場合と付随的な裁判の場合を含め、全て広義の裁判の一種であるので、原則として、「裁判」である。

しかし、その判断について個別に裁判書が作成されず、したがって、それが送達されることもなく、独立した不服申立方法もない個別的な判断に属する場合には、「decision」は、「判断」と訳すべきである。この意味における「判断」には、受訴裁判所（裁判体）による訴訟指揮上の個別の判断も含まれる。

加えて、それらの裁判の内容を示す書面のことを指すこともある。その場合には、「裁判書」と訳すべきである。当事者等に送達されるのは、この裁判書である。

以上のほか、裁判の形式の一種としての「決定」もあり得るのであるが、欧州司法裁判所規則中では、例えば、「a judgment or order of the Court」として、裁判の形式の指定が明記されている。その意味における裁判は、原則として、送達される。これらを分類してみると、欧州司法裁判所規則の中にある送達を要する裁判は、基本的に、「judgment（判決）」と「order（命令）」のみである。なお、この「order」については、「決定」と訳す見解もあり、その見解を採用する場合には、逆に、「命令」という裁判方式がないことになる。なお、裁判形式を示す「order」に対応するドイツ語版の対応語は「Beschluss」となっており、これは、通常、「決定」と訳されている。これに対し、フランス語版の対応語は「ordonnance」となっており、これは、通常、「命令」（または、文脈により、「布告」もしくは「条例」）と訳されている。欧州司法裁判所内においては、主としてフランス語が用

いられていることから、フランス法の語彙及び法概念を相対的に重視するのが妥当である。

いずれにしても、これらの相違については、当該条文の論理構造及び文脈から判断せざるを得ないのであるが、少なくとも送達(service)を要する「decision」は、それが独立のものであるか付随的なものであるかを問わず、その内容を示す場合には全て「裁判」と訳すべきであり、その内容をもつ文書を示す場合には全て「裁判書」と訳すべきである。

同様の問題は「order」についても該当する部分があり、「order」という方式をもつ裁判に限定して用いられているのではなく、一般的に「裁判」を指す趣旨と解すべき部分がある。例えば、「the form of order sought by...」は、「order」という方式による裁判を求める趣旨ではなく、求める裁判の主文に該当する部分のことを指している。当該求める裁判の具体的な方式は、「order」であることもあるが「judgment」であることもある。そのような場合には、「order」を「裁判」と訳さなければならない。

そして、とりわけ、請求の構成(求める裁判の構成(the form of order sought))によって、訴訟手続上の要件が大きく異なる場合には重要なことであるので、訴状や控訴状等の文書には、求める裁判の構成を明確に示す記述が必要となる。そこで、とりわけ、必要的記載内容を示すものとしての「the form of order」は、「裁判の構成」と訳すことにした。日本国における訴訟制度上では、「求める裁判」の記述として、主文の内容を記載すれば、自動的に、求める裁判の構成が特定できる仕組みになっている。訳語としては、「form of」を当然に含めるものとして「求める裁判」だけとしても、日本国の法制度上では完全にその意味を了解することができる。しかし、欧州においては、より明確かつ意識的に裁判の構成を明確にすべきものとする趣旨であると考えられる。それらの点を考慮した上で、この参考訳においては、直訳的に、「求める裁判の構成」と訳すことにした。この場合における「form」の部分の訳語として、「方式」、「形式」、「態様」では別の意味に誤解される危険があり、かつ、全ての条項において破綻なく使用可能な訳語である必要があることを考慮に入れ、現時点においては、「構成」とするのが妥当であると判断した。

裁判所に求めることのできる裁判の具体的な種類は、TFEUに定められている(使用言語に関する条項ではあるが、想定されている裁判の構成に関しては、第37条第2項参照)。なお、「求める裁判の構成(the form of order sought)」は、訴状においては、求める主文の記載によって当該請求の法的性質及び適用される訴訟形態が自動的に決定されることになるが、答弁書においては若干事情が異なる。答弁書においては、事案により、請求または控訴等の「棄却」、「却下」、「破棄」、「取消し」、「停止」、「移送」等を求める趣旨の記載が行われることになる。例えば、第1審である一般裁判所(the General Court)の裁判を不服として申立てられた控訴に対する答弁書の必要的記載事項としての「the form of order sought」に関しては、第173条第1項(d)にその条項があるが、その具体的内容は、第174条に定められており、その控訴の「認容」または「棄却」を求めることであることが規定されている。

「application initiating the proceedings」は、要するに、第1審原告が民事訴訟を提起する際に裁判所に対して提出する「訴状」のことである。

この参考訳においては、「訴訟手続を開始する申立書」と直訳することにした。

「pleading」は、英米法では「訴答」または「訴答文書」であるが、EU法(大陸法)では「答弁」もしくは「答弁書」、または、(一般的な意味で用いられているときは)「主張」もしくは「主張文書」とするのが妥当である。

この参考訳においては、文書を示すものとして「pleading」が用いられているときは、その文脈に従い、明確に「答弁書」を示す趣旨である箇所については「答弁書」と訳し、それ以外の箇所（特に再主張に対する答弁の場合）については、意識せずに、「主張書面」と訳すことにした。

「reply」は、英米法では「反対訴答」であるが、欧州司法裁判所手続規則が定める手続の中では、答弁書に示される被告（相手方）の主張に対して原告（申立人）が反論の主張をすること、または、そのための書面のことを示しており、要するに、答弁書の答弁書のことを意味する。「第二訴答」との訳もある。

この参考訳においては、どの構成国の法制との関係でも矛盾のない訳語という趣旨で、「再主張」または「再主張書」と訳すことにした。

「rejoinder」は、要するに、答弁書に示される被告（相手方）の主張に対して原告（申立人）が反論の主張をする再主張（reply）に対する答弁書（pleading）である。再反論に対する反論という趣旨で、「再々反論」と訳されることもある。

「reply」と同様の考慮に基づき、この参考訳では、「再答弁」または「再答弁書」と訳すことにした。

「put in order」は、「補正」または「補正させる」ことを意味する。日本国の民事訴訟制度の中にも補正命令の制度が存在する。

「name」の訳語は、難しい。

長官、判事、独立弁論官、記録官等は、自然人であるので、「氏名」とした。ただし、将来、ロボットまたはAIシステムが取って代わる時代になれば、識別子となるであろう。

参加人を含め、当事者は自然人である場合と法人である場合とがある。代理人、補佐人、弁護士その他の訴訟代理人も同じである。そして、法人に「氏または姓（family name）」はない。更に、例えば、英米法の分野では非常に有名な「John Doe」のような架空の名前（日本国では「甲野太郎」に相当）や「S」のような符号で表示される匿名訴訟では、「姓（氏）」を吟味することそれ自体が全く無意味である。

それゆえ、これら当事者等については、「氏名」ではなく「名前」または「名称」とするのが正しい。

この参考訳では、以上のような観点から、適宜、訳語を使い分けることにしたが、自然人であることが明らかである場合に関しては、「氏名」を用いることにした。

特定の訴訟事件における「admissibility」とは、要するに、当事者適格、訴えの利益、訴訟障害事由の不存在等の要件を含め、訴訟要件（訴訟条件）が充足されていることを意味する。

特定の裁判制度及び訴訟制度の下において、何が訴訟要件（訴訟条件）であるかについては、民事訴訟と刑事訴訟とで異なるのが普通である。また、それは、各国の法制及びその法解釈ないし判例法によっても異なる。加えて、その法令上及び学説上の呼称が異なるような例も決して珍しくない。

しかし、訴訟要件（訴訟条件）は、請求の本体（実体）の判断の前提となるものである。それゆえ、実体の判断と密接に関係しているため独立して判断の対象とすることが困難であるような一般的性質をもつ訴訟要件（訴訟条件）を除き、特に形式的な訴訟要件（訴訟条件）に関し、訴

訟要件（訴訟条件）の具備に関する判断は、請求の本体（実体）の判断に入る前に行われるのが普通である。この点に関しては、各国の法制において大きな差異はない。そして、その請求が実体判断をすることができる状態にあるという側面に着目すると、訴訟の「許容性」という概念が用いられることになる。

そこで、この参考訳においては、「admissibility」を、単純に「許容性」と直訳することにした。

欧州司法裁判所手続規則の第6款（Title VI）、すなわち、第191条ないし第195条に定める一般裁判所（the General Court）の裁判の「Review」は、日本国において類似する制度が存在しないため、非常に理解し難く、かつ、適切な訳語を見出し難い。

この「Review」の手続の流れとしては、一般裁判所において所定の類型に属する事件について判決言渡し期日が指定されると、一般裁判所の登録所から司法裁判所の登録所宛に情報提供が行われ、それに基づいて司法裁判所の首席独立弁論官が検討を行い、その首席独立弁論官が一般裁判所の裁判の内容にEUの法規範の体系における統一性を損なう危険性があると判断した場合には、一般裁判所の裁判を職権で見直すために、司法裁判所の決定により再審理を実施することが定められ、その送達及びEU官報上での公示の後、司法裁判所の指定された小法廷において、一般裁判所の裁判の内容の見直しの審理が実施され、見直された内容の判決が行われる。

この「Review」は、TFEUの第256条第2項または第3項に基づく一般裁判所の裁判のみに適用される。そして、通常の控訴や再審申立てのように、当事者の申立てによって開始されるのではない。この「Review」は、純然たる司法行政上の措置として、司法裁判所の決定（decision）により開始され、所定の手続を経て、司法裁判所により、職権で、一般裁判所の裁判（判決及び命令）の内容を見直す判決が行われる。この決定（decision）は、欧州司法裁判所の司法行政上の決定の一種であり、訴訟法上の裁判の一種ではないと解すべきである。また、この決定に基づき、指定された小法廷において行われる判決の法的性質に関しても、純粹に訴訟法上の判決と考えるべきであるか、それとも、訴訟法上の判決の体裁を採用することによって司法権の独立を維持しつつも、実質的には、下級審の裁判に強制的に介入し、職権でその内容を変更することのできる司法行政上の措置の一種と考えるべきか、あるいは、従来のものとは異なる国家統治のための新たな仕組みであるのか、そのいずれにしても慎重な検討が求められる。

この「Review」の制度は、欧州司法裁判所における様々な仕組みの中でもかなり特異なもので、例外的な存在と言ってもよいと考えられる。この「Review」の制度は、比較的最近になって導入・強化された制度であることから、EUにおける司法権全体における「訴訟上の裁判所の独立」または「裁判官の独立」よりも欧州司法裁判所を頂点とする「司法行政の優越」を示す事象の1つとして理解することが可能かもしれない。もっとも、この種の問題に関しては、それが仮に法秩序全体の中で法的問題があり得る場合であっても、当該の法的問題がいずれの訴訟関係人の利害にとつては何の影響もない場合には、どの当事者も控訴または再審申立てをしないことが明らかなので、その意味で、通常の訴訟制度における当事者主義に任せておくことができないという特質をもっているということは可能である。それゆえ、EU全体の統治という観点からは、やむを得ない制度であるとの考え方が成立し得ると考えられる。いずれにしても、この制度に関しては、今後、可能な限り詳細な検討が加えられるべきである。

以上の諸点を踏まえた上で、この参考訳においては、とりあえず、第6款における「Review」を

「職権再審」と訳すことにした。

なお、欧州司法裁判所手続規則第193条第1項に定める「TFEUの第256条第2項に基づいて与えられた一般裁判所の裁判」とは、一般裁判所（the General Court）が、控訴審として、特別裁判所（the specialised courts）の裁判を不服として申立てられた控訴事件について行った裁判のことを指す（規程第62条、第62条b参照）。この場合、職権再審の開始を決定する時点においては、司法裁判所には、何らの事件も係属していないため、司法裁判所自身としては、問題となる事件に関する情報を直接に把握しているわけではない。しかし、控訴審としての一般裁判所が判決をすると、その司法行政上の措置としての報告によって当該控訴審判決の内容を感知した首席独立弁論官が当該控訴審判決の内容を審査し、法解釈に重大な誤りがあると解するときは、職権により当該控訴審判決を再審することを提案することになる（日本国の法制下においては、類似の機能をもつ制度として、検察庁法第12条に基づく事務引取移転権がある。）。この提案に基づき、司法裁判所が職権再審の開始を決定すると、その時点で、司法裁判所に当該事件の事件係属が発生することになる。同規則第194条第1項の「TFEUの第256条第3項に基づいて与えられた一般裁判所の裁判」も同様であり、一定の種類の事案について管轄権をもつ一般裁判所の先決裁定について、同様の手順により、職権で再審が行われることになる。

第207条に定める補充規則とは、Supplementary Rules Court of Justice (OJ L 32, 1.2.2014, p.37-45)のことを指し、第208条に定める実装規則とは、Practice Rules for Rules of Procedure of the General Court (OJ L 152, 18.6.2015, p.1-30)を指すものと解した。

この参考訳における訳語の選択等に関しては、丸橋透氏（明治大学法科大学院講師・ニューヨーク州弁護士）との間で重ねられた非常に意義深い継続的な意見交換によるところが大きい。

その意見交換の要点は、丸橋透「Tele2 Sverige AB 対スウェーデン郵政通信省 (C-203/15) 及び英国内務大臣対トム・ワトソン他 (C-698/15) 先決裁定事件欧州連合司法裁判所大法廷判決（2016年12月21日）ECLI:EU:C: 2016:970 [参考訳]」法と情報雑誌2巻1号1～40頁、同「搭乗者名データの移転及び処理に関するカナダと欧州連合間の協定案の適合性に関する欧州連合司法裁判所への諮問事件 1/15 独立弁論官 MENGIOZZI 意見書（2016年9月8日言渡し）（欧州議会から欧州連合司法裁判所に提出された諮問手続き） [参考訳]」法と情報雑誌2巻5号366～437頁及び同「搭乗者名記録 (PNR) データの移転および処理に関するカナダと欧州連合間の協定案に関する欧州議会からの意見請求事件 (1/15) 欧州連合司法裁判所 (大法廷) 意見（2017年7月26日）ECLI:EU:C: 2017:592 [参考訳]」法と情報雑誌2巻8号186～256頁の各冒頭部分の解説中でも触れられている。

以上のほか、この参考訳においては、日本国の旧裁判所構成法及びテヒョー草案で用いられている語彙等も参考にした上で、現時点において合理的と思われる訳語を選択した。今後、更に研究を進め、その研究結果次第では、撤回または修正する部分があり得る。

この参考訳において用いる訳語は、私訳であるこの参考訳において合理的と判断して選択したものである。

この参考訳において用いる訳語は、公的な権限に基づくものではなく、各関連学会において共通理解に基づいて通有している当該学会内における常識的訳語とは異なる部分を多分に含んでいる。また、法律事務所及びその他の法律関係諸団体等において、業務上の必要により作成された抄訳等とも異なっている部分もあるが、その多くは、翻訳の目的及び手法上の相違によるものである。

冒頭で述べたとおり、この参考訳は、2016年改正後の欧州司法裁判所手続規則・統合版のテキストに基づいている。今後、更に改正され続けることが当然に予想されるので、この分野における学術研究及び裁判実務においては、常に、当該時点において適用される版の条文の原文にあたり、その内容を丁寧に確認する必要がある。

（訳出済みの関連法令等及び参考文献）

2016年改正欧州司法裁判所規程の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号283～303頁にある。司法裁判所手続規則補足規則の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号304～313頁にある。2016年改正一般裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号368～449頁にある。司法裁判所決定2011/C 289/06の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号450～453頁にある。一般裁判所決定(EU) 2016/2387の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号454～472頁にある。法へのアクセス報告書の参考訳は、法と情報雑誌2巻6号136～158頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した文献等のほか、石川明・石渡哲編『EUの国際民事訴訟法判例』（信山社、2005）、石川明・石渡哲・芳賀雅顕編『EU国際民事訴訟法判例Ⅱ』（信山社、2013）、松本博之『民事訴訟法の立法史と解釈学』（信山社、2015）、小柳春一郎・燕山巖編『日本立法資料全集本巻94 裁判所構成法』（信山社、2010）、松本博之・徳田和幸編『日本立法資料全集本巻191 民事訴訟法〔明治編〕1 テヒョー草案Ⅰ』（信山社、2008）、同編『日本立法資料全集本巻192 民事訴訟法〔明治編〕2 テヒョー草案Ⅱ』（信山社、2008）、同編『日本立法資料全集本巻193 民事訴訟法〔明治編〕3 テヒョー草案Ⅲ』（信山社、2008）、石川明「欧州共同体第一審裁判所の設置・管轄・構成」法學研究65巻12号9～26頁（1992）、黒神聡「欧州共同体司法裁判所訴訟手続規則1」愛知学院大学論叢法学研究19巻2号99～117頁（1975）、同「欧州共同体司法裁判所訴訟手続規則2」愛知学院大学論叢法学研究19巻3号83～103頁（1976）、同「欧州共同体司法裁判所訴訟手続規則3（完）」愛知学院大学論叢法学研究20巻1号97～132頁（1976）、同「欧州経済共同体司法裁判所規程に関する議定書」愛知学院大学論叢法学研究17巻1・2号285～310頁（1974）、同「欧州原子力共同体司法裁判所規程に関する議定書」愛知学院大学論叢法学研究18巻1号69～94頁（1974）、同「欧州石炭鉄鋼共同体司法裁判所規程に関する議定書」愛知学院大学論叢法学研究14巻2号127～163頁（1970）、同「欧州共同体司法裁判所」愛知学院大学論叢法学研究13巻3号25～53頁（1970）、法務省大臣官房司法法制部「欧州連合(EU)民事手続法」法務資料第464号（2015）、鷺江義勝・久門宏子・浦川紘子・西田万里子「EU司法府関係条文の翻訳と解説」同志社法学67巻7号207～223頁（2016）、菅富美枝「訴訟における自律の実現—訴訟の個人的契機と社会的契機の連関—」

法社会学 63 号 112～126 頁（2005）、ルードルフ・ティーネル（出口雅久・木下雄一共訳）「欧州司法裁判所（欧州連合司法裁判所）の組織と機能－特に先決裁定（preliminary rulings）手続を中心に－」立命館法学 331 号 378～405 頁（2010）、エヴァリング・ウルリッヒ（田尻泰之訳）「リスボン条約後の EU における権利保護」流経法学 11 巻 1 号 183～207 頁（2011）、ロルフ・シュトゥルナー（川中啓由訳）「国内法に対する EU 司法裁判所の裁判の影響力」立命館法学 366 号 649～666 頁（2016）、ロイク・カディエ（出口雅久・橋本聡・工藤敏隆訳）「フランス民事司法制度・民事訴訟法概論」立命館法学 343 号 757～825 頁（2012）、小場瀬琢磨「欧州経済領域（EEA）における法の均質性－複数地域経済統合体の融合と域内共通秩序実現の一例として－」RIETI Discussion Paper Series 07-J-051（2007）、Koen Lenaerts, Ignace Maselis, Kathleen Gutman & Janek Tomasz Nowak (Ed.), EU Procedural Law, Oxford University Press（2015）、Jannet A. Pontier & Edwige Burg, EU Principles on Jurisdiction and Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters, Asser Press（2004）、Eric Barbier De La Serre & Anne-Lise Sibony, Expert Evidence before the EC Court, Common Market Law Review 45 issue 4 pp.941–985（2008）を参考にした。

2012年9月25日の司法裁判所手続規則・統合版¹

目 次

前文的な条項

第1条 定義

第2条 この規則の趣旨

第1款 裁判所の組織

第1章 判事及び独立弁論官

第3条 判事及び独立弁論官の任用

第4条 宣誓

第5条 誓約

第6条 判事または独立弁論官の解任

第7条 席次

第2章 裁判所の統括、法廷の構成及び首席独立弁論官の任命

第8条 裁判所長官及び裁判所副長官の選出

第9条 裁判所長官の責務

第10条 裁判所副長官の責務

第11条 法廷の構成

第12条 小法廷総括者の選出

第13条 裁判所長官または副長官が執務できない場合

第14条 首席独立弁論官の任命

第3章 予審判事及び独立弁論官への事件の配点

第15条 予審判事の指名

第16条 独立弁論官の指名

第4章 予審補佐官

第17条 予審補佐官

第5章 登録所

第18条 記録官の任命

第19条 副記録官

第20条 記録官の責務

第21条 登録簿の保管

第22条 登録簿、判決及び命令の調査

第6章 裁判所の職務

第23条 裁判所の所在地

第24条 裁判所の開廷日

第25条 全体法廷

¹ Rules of Procedure of the Court of Justice of 25 September 2012 (OJ L 265, 29.9.2012), as amended on 18 June 2013 (OJ L 173, 26.6.2013, p. 65) and on 19 July 2016 (OJ L 217, 12.8.2016, p.69).

第26条 議事録の作成

第7条 裁判所の裁判体

第1節 裁判所の裁判体の構成

第27条 大法廷の構成

第28条 5判事小法廷及び3判事小法廷の構成

第29条 関連事件または戻された事件の場合の小法廷の構成

第30条 小法廷総括者が執務できない場合

第31条 裁判所を構成する者が執務できない場合

第2節 評議

第32条 評議に関する手続

第33条 評議に参加する判事の員数

第34条 大法廷の定足数

第35条 5判事小法廷及び3判事小法廷の定足数

第8章 用語

第36条 事件の言語

第37条 事件の言語の決定

第38条 事件の言語の使用

第39条 言語に関する記録官の準備の職責

第40条 裁判所の刊行物の言語

第41条 正式の文

第42条 裁判所の言語担当部署

第2款 共通の手続条項

第1章 代理人、補佐人及び弁護士の特権及び義務

第43条 特権、免除及び施設

第44条 当事者の代理人の地位

第45条 免除の放棄

第46条 訴訟手続からの排除

第47条 大学教員及び基本事件の当事者

第2章 送達

第48条 送達の方法

第3章 期間

第49条 期間の計算

第50条 機関によって採択された措置に対する訴訟手続

第51条 距離による延長

第52条 期間の設定及び延長

第4章 事件取扱上の異なる手続

第53条 事件取扱上の手続

第54条 併合

第55条 訴訟手続の停止

第56条 事件取扱決定の延期

第5章 訴訟手続の書面審理部分

第57条 手続文書の提出

第58条 手続文書の長さ

第6章 裁判所を構成するための予審報告及び事件の配点

第59条 予審報告書

第60条 裁判所を構成するための事件配点

第7章 手続整理措置及び証拠調べ措置

第1節 手続整理措置

第61条 裁判所によって定められる整理措置

第62条 予審判事または独立弁論官によって定められる整理措置

第2節 証拠調べ措置

第63条 証拠調べ措置に関する判断

第64条 証拠調べ措置の事項の確定

第65条 証拠調べ措置への参加

第66条 口頭の証言

第67条 証人の取り調べ

第68条 証人の宣誓

第69条 過料の制裁

第70条 鑑定書

第71条 鑑定人の宣誓

第72条 証人尋問または鑑定に対する異議

第73条 証人及び鑑定人の費用

第74条 証拠調べの調書

第75条 証拠調べの後の弁論部分の開始

第8章 訴訟手続の弁論部分

第76条 弁論期日

第77条 共同弁論期日

第78条 弁論期日の実施

第79条 インカメラで審理される事件

第80条 質問

第81条 弁論期日の終了

第82条 独立弁論官の意見書の陳述

第83条 訴訟手続の弁論部分の開始または再開

第84条 調書

第85条 弁論期日の録音

第9章 判決及び命令

第86条 判決言渡しの日

第87条 判決書の内容

第88条 判決の言渡し及び送達

第89条 命令書の内容

第90条 命令書の署名及び送達

第91条 判決及び命令の拘束力

第92条 EU官報上の公示

第3款 先決裁定を求める照会

第1章 一般規定

第93条 適用範囲

第94条 先決裁定を求める申立書の内容

第95条 匿名性

第96条 先決裁定手続への参加

第97条 基本事件の当事者

第98条 先決裁定を求める申立書の翻訳及び送達

第99条 理由を付した命令による回答

第100条 訴訟係属を維持する事情

第101条 釈明命令

第102条 先決裁定手続の費用

第103条 判決書及び命令書の更正

第104条 先決裁定判決の解釈

第2章 簡易先決裁定手続

第105条 簡易訴訟手続

第106条 手続文書の送信

第3章 緊急先決裁定手続

第107条 緊急先決裁定手続の適用範囲

第108条 緊急性に関する裁判

第109条 緊急手続の書面審理部分

第110条 書面審理部分終了後の送達及び連絡

第111条 訴訟手続の書面審理部分の省略

第112条 実体に関する裁判

第113条 裁判所の構成

第114条 手続文書の送信

第4章 訴訟救助

第115条 訴訟救助の申立て

第116条 訴訟救助の適用に関する裁判

第117条 訴訟救助として支払われる金額

第118条 訴訟救助の取消し

第4款 直接訴訟

第1章 当事者の訴訟代理

第119条 訴訟代理人を付すべき義務

第2章 訴訟手続の書面審理部分

第120条 申立書の内容

第121条 送達に関する情報提供

第122条 申立書への添付

第123条 申立書の送達

第124条 答弁書の内容

第125条 文書の送付

第126条 再主張及び再答弁

第3章 法律上の主張及び証拠

第127条 法律上の主張

第128条 提出または提供される証拠

第4章 訴訟参加

第129条 訴訟参加の対象及び効果

第130条 訴訟参加の申立て

第131条 訴訟参加申立てに関する裁判

第132条 陳述書の提出

第5章 簡易訴訟手続

第133条 簡易訴訟手続と関連する裁判

第134条 訴訟手続の書面審理部分

第135条 訴訟手続の弁論部分

第136条 実体に関する裁判

第6章 訴訟費用

第137条 訴訟費用に関する裁判

第138条 訴訟費用の分配に関する一般規則

第139条 不合理または濫用の訴訟費用

第140条 訴訟参加人の訴訟費用

第141条 取下げまたは放棄の場合の訴訟費用

第142条 判決に至らなかった事件の訴訟費用

第143条 訴訟手続の訴訟費用

第144条 弁償され得る訴訟費用

第145条 弁償される訴訟費用に関する紛争

第146条 支払手続

第7章 和解、取下げ、訴訟終了宣言

第147条 和解

第148条 取下げ

第149条 訴訟終了宣言

第150条 事件進行上の絶対的障害事由

第151条 先決的抗弁及び先決問題

第8章 欠席判決

第152条 欠席判決

第9章 判決及び命令に関する請求及び申立て

第153条 権限のある裁判所構成

第154条 更正

第155条 言渡しの誤り

第156条 破棄の申立て

第157条 第三者異議訴訟手続

第158条 解釈

第159条 再審

第10章 執行停止及びその他の仮措置

第160条 執行停止または仮措置の申立て

第161条 申立てに関する裁判

第162条 執行停止命令または仮措置

第163条 事情の変更

第164条 新たな申立て

第165条 TFEU 第280条及び第299条並びに TEAEC 第164条による申立て

第166条 TEAEC 第81条による申立て

第5款 一般裁判所の裁判に対する控訴

第1章 控訴状の方式及び内容、求める裁判の構成

第167条 控訴状の提出

第168条 控訴状の内容

第169条 求める裁判の構成、法律上の主張及び控訴における主張

第170条 控訴が認められる場合に求める裁判の構成

第2章 答弁書、再主張書、再答弁書

第171条 控訴状の送達

第172条 答弁書の提出が認められる当事者

第173条 答弁書の内容

第174条 答弁書において求める裁判の構成

第175条 再主張及び再答弁

第3章 付帯控訴状の方式及び内容、並びに、求める裁判の構成

第176条 付帯控訴

第177条 付帯控訴状の内容

第178条 付帯控訴状に含められる求める裁判の構成、法律上の主張及び法的見解

第4章 付帯控訴における答弁

第179条 付帯控訴に対する答弁書

第180条 付帯控訴に関する再主張及び再答弁

第5章 命令による控訴の決定

第181条 明らかに許容性のないまたは明らかに理由のない控訴または付帯控訴

第182条 明らかに理由のある控訴または付帯控訴

第6章 登録簿からの控訴の削除の付帯控訴への影響

第183条 控訴の取下げまたは明らかに許容されない控訴の付帯控訴への影響

第7章 控訴審における訴訟費用及び訴訟救助

第184条 控訴審における訴訟費用

第185条 訴訟救助

第186条 訴訟救助の事前申立て

第187条 訴訟救助の適用に関する裁判

第188条 訴訟救助としての前払金

第189条 訴訟救助の取消し

第8章 控訴審で適用可能なその他の条項

第190条 控訴審で適用可能なその他の条項

第190条 a 手続規則第105条に従って一般裁判所に提出された情報または物件の取扱い

第6款 一般裁判所の裁判の職権再審

第191条 職権再審小法廷

第192条 職権再審され得る判断の情報提供及び送付

第193条 控訴に基づいて与えられる裁判の職権再審

第194条 先決裁定の職権再審

第195条 職権再審の決定の後の事件の実体に関する判決

第7款 意見

第196条 訴訟手続の書面審理部分

第197条 予審判事及び独立弁論官の指名

第198条 弁論

第199条 意見の言渡しの期限

第200条 意見の言渡し

第8款 特別形態の手続

第201条 仲裁廷の判断に対する不服申立て

第202条 TEAEC 第103条に基づく手続

第203条 TEAEC 第104条及び TEAEC 第105条に基づく手続

第204条 EEA 協定第111条第3項に定める手続

第205条 リスボン条約発効前に発効した版の TEU 第35条に示す紛争解決

第206条 TFEU 第269条に基づく申立て

最終条項

第207条 補充規則

第208条 実装規則

第209条 廃止

第210条 この規則の公示及び発効

前文的な条項

第1条 定義

1. この規則においては:
 - (a) 欧州連合条約の条項は、「TEU」を伴って、その条項番号によって示され、
 - (b) 欧州連合の機能に関する条約の条項は、「TFEU」を伴って、その条項番号によって示され、
 - (c) 欧州原子力共同体条約の条項は、「TEAEC」を伴って、その条項番号によって示され、
 - (d) 「規程」とは、欧州連合司法裁判所規程に関する議定書のことを意味し、
 - (e) 「EEA 協定」とは、欧州経済領域に関する協定²のことを意味し、
 - (f) 「理事会規則第1号」とは、欧州経済共同体によって使用される言語を定める1958年4月15日の理事会規則第1号³のことを意味する。
2. この規則の目的のために:
 - (a) 「機関」とは、TEUの第13条第1項に示す欧州連合の機関、並びに、諸条約またはその実装において採択された法令によって設置された組織、事務局及び部局であって、裁判所において当事者となることのできる者を意味し、
 - (b) 「EFTA 監視機関」とは、EFTA 協定に示す監視機関を意味し、
 - (c) 「規程第23条に示す利害関係者」とは、先決裁定を示す文脈において、同条に従い、事件の陳述書または意見書を提出することが認められる全ての当事者、国、機関、組織、事務局及び部局を意味する。

第2条 この規則の趣旨

この規則は、それが必要な限りにおいて、EU条約、FEU条約及びEAEC条約並びに法の関連条項を実装し、かつ、補充する。

第1款 裁判所の組織

第1章 判事及び独立弁論官

第3条 判事及び独立弁論官の任用

判事及び独立弁論官の任期は、任命書の中においてその目的のために定められる日に開始する。その文書の中に任用開始の日に関する条項が存在しないときは、その任期は、EU官報上でその文書が公示された日に開始する。

² OJ L 1, 3.1.1994, p.27.

³ OJ, English Special Edition 1952-1958 (I), p.59.

第4条 宣誓

その職務を行う前に、判事または独立弁論官は、彼の任命の後に最初に在廷する公開の法廷において、規程第2条に定める以下のとおりの宣誓を行う：すなわち、「私は、公平に、かつ、良心に従って、私の職務を遂行することを誓う；私は、裁判所の評議の秘密を守ることを誓う」。

第5条 誓約

その宣誓の後、直ちに、判事または独立弁論官は、規程第4条第3項に定める誓約を彼が与える誓約書に署名する。

第6条 判事または独立弁論官の解任

1. 規程第6条により、裁判所に対し、判事または独立弁論官が、必要な要件を満たしていないか否か、または、その職務から生ずる義務に適合していないか否かの判断が求められる場合、長官は、弁解をさせるため、関係する判事または関係する独立弁論官を召喚する。
2. 裁判所は、記録官の立会なく、判断を与える。

第7条 席次

1. 判事または独立弁論官の席次は、平等に、彼らが彼らの職務に就いた日付に基づいて計算される。
2. それに基づいて均等な席次となる場合、その席次の順位は、年齢によって決定される。
3. その任期が更新される判事及び独立弁論官は、彼らの前任期の席次を維持する。

第2章 裁判所の統括、法廷の構成及び首席独立弁論官の任命

第8条 裁判所長官及び裁判所副長官の選出

1. TFEUの第253条第2項に定める部分的な交代の後、直ちに、判事らは、判事の構成員の中から3年の任期で裁判所長官を選任する。
2. その任期が通常終了する日より前に長官が空席となる場合、裁判所は、その残任期間について、後任者を選任する。
3. 本条に定める選任は、無記名投票による。裁判所の判事の過半数の票を得た判事が選任される。多数を得る判事がない場合、過半数に達するまで、更に投票が重ねられる。
4. 判事らは、前項に定める手続に従い、裁判所の構成員の中から3年の任期で裁判所副長官を選任する。その任期が通常終了する日の前に副長官が空席となる場合、第2項が適用される。
5. 本条に従って選任された長官及び副長官の氏名は、EU官報上で公示される。

第9条 裁判所長官の責務

1. 長官は、裁判所を代表する。
2. 長官は、裁判所の司法行政上の業務を掌理する。
3. 彼は、全体法廷、並びに、全体法廷及び大法廷における弁論及び評議を主宰する。

第10条 裁判所副長官の責務

1. 副長官は、裁判所長官がその職務を遂行する際、裁判所長官を補佐し、かつ、裁判所長官が執務できない場合には、長官の職務を行う。
2. 彼は、長官の求めにより、この規則の第9条第1項及び第3項に示す職務の遂行について、長官の職務を行う。
3. 裁判所は、決定により、副長官が裁判所長官の司法上の業務を遂行する場合の要件を定める。その決定は、EU官報上で公示される。

第11条 法廷の構成

1. 裁判所は、規程第16条に従い、5判事小法廷及び3判事小法廷を設け、かつ、どの判事をそれらの小法廷に配属するかを定める。
2. 裁判所は、第107条、第193条及び第194条に示す種類の事件について1年の期間で職責を負う5判事小法廷を指定する。
3. 第60条により裁判所の裁判体に対して配点される事件に関しては、この規則における「裁判所」との語は、その裁判体のことを意味する。
4. 5判事小法廷または3判事小法廷に配点された事件に関しては、裁判所長官の権限は、その小法廷の総括者によって行使される。
5. 小法廷の設置及び第107条、第193条及び第194条に示す種類の事件について職責を負う小法廷は、EU官報上で公示される。

第12条 小法廷総括者の選出

1. 判事らは、裁判所長官及び副長官の選任の後、直ちに、3年の任期で5判事小法廷の総括者を選任する。
2. 判事らは、1年の任期で3判事小法廷の総括者を選任する。
3. 第8条第2項及び第3項の規定が適用される。
4. 本条に従って選任される小法廷総括者の氏名は、EU官報上で公示される。

第13条 裁判所長官または副長官が執務できない場合

裁判所長官及び副長官が執務できない場合、第7条に定める席次に従い、長官の権限は、5判事小法廷の総括者の中のいずれかによって行使され、それができない場合、3判事小法廷

の総括者の中のいずれかによって行使され、それができない場合、それ以外の判事のいずれかによって行使される。

第14条 首席独立弁論官の任命

1. 裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、1年の任期で首席独立弁論官を任命する。
2. その任期が通常終了する日の前に首席独立弁論官が空席となる場合、裁判所は、その残任期間について、後任者を任命する。
3. 本条に従って任命される首席独立弁論官の氏名は、EU官報上で公示される。

第3章 予審判事及び独立弁論官への事件の配点

第15条 予審判事の指名

1. 訴訟手続を開始する文書が受け付けられた後、可能な限り速やかに、裁判所長官は、その事件について予審連絡官として行動する判事を指名する。
2. 第107条、第193条及び第194条に示す種類の事件については、その予審判事は、当該小法廷の総括者からの提案に基づき、第11条第2項に従って指定された小法廷の判事の中から選任される。第109条に従い、小法廷が、先決裁定の照会が緊急手続に基づいて取り扱われないことを決定する場合、裁判所長官は、他の小法廷に配属された予審判事にその事件を回付することができる。
3. 予審判事が執務できない場合、裁判所長官は、必要な手立てを講ずる。

第16条 独立弁論官の指名

1. 首席独立弁論官は、独立弁論官に対し、各事件を配点する。
2. 首席独立弁論官は、独立弁論官が執務できないときは、必要な手立てを講ずる。

第4章 予審補佐官

第17条 予審補佐官

1. 裁判所が、裁判所に係属中の事件における検討及び予審に必要であると判断するときは、規程第13条により、予審補佐官の任命を提案する。
2. 予審補佐官は、とりわけ：
 - (a) 仮措置の手続において、裁判所長官を補佐し、かつ、
 - (b) 予審判事の職務において、予審判事を補佐する。
3. その職務の遂行に際し、予審補佐官は、事件に応じて、裁判所長官、小法廷総括者または予審判事に対して職責を負う。
4. その職務を行う前に、予審補佐官は、裁判所において、この規則の第4条に定める宣誓を行

う。

第5章 登録所

第18条 記録官の任命

1. 裁判所は、記録官を任命する。
2. 記録官の職が空席のときは、EU 官報上で募集広告が公示される。利害関係者に対しては、
- 3 週間以上の期限内に、その国籍、学位、言語の知識、現在及び過去の職業、並びに、該当するときは、司法の分野及び国際的な分野における経験を完全に記載した履歴書を添えて、その応募をすることを招請する。
3. 投票は、判事及び独立弁論官が参加し、この規則の第8条第3項に定める手続に従って行われる。
4. 記録官は、6年の任期で任命される。彼は、再任されることができる。裁判所は、本条の第2項に定める手続を用いることなく、現職の記録官の任期を更新することができる。
5. 記録官は、第4条に定める宣誓を行い、かつ、第5条に定める誓約書に署名する。
6. 記録官は、必要な要件を満たしていない場合、または、その職務から生ずる義務に適合していない場合においてのみ、解任され得る。裁判所は、記録官に対して弁解の機会を与えた後、その決定を行う。
7. その任期が通常終了する日の前に記録官が空席となる場合、裁判所は、その残任期間について、新たな記録官を任命する。
8. 本条に従って選任された記録官の氏名は、EU 官報上で公示される。

第19条 副記録官

裁判所は、記録官に関して定める手続に従い、記録官を補佐し、かつ、記録官が執務できない場合にその職務を行う副記録官を任命することができる。

第20条 記録官の責務

1. 記録官は、裁判所長官の権限に基づき、全ての文書の受理、送付及び保管について、並びに、この規則に定める効果的な送達について、職責を負う。
2. 記録官は、その全ての公的な職務について、裁判所の構成員を補佐する。
3. 記録官は、その証印を保管し、かつ、それを記録する職責を負う。彼は、裁判所の刊行物、とりわけ、欧州裁判所判例集の刊行の職務を担当する。
4. 記録官は、裁判所長官の権限に基づき、裁判所の業務を掌理する。彼は、職員管理及び業務遂行、並びに、予算の準備及び実装について職責を負う。

第21条 登録簿の保管

1. 記録官に提出された全ての訴訟記録及び関係物件及び関係文書を通常はそれらが提出された順に登録する登録簿は、記録官の責任の下で、登録所の中で保管される。
2. 文書が登録されたときは、記録官は、その原本の上に、原本であることの認証を付記し、また、当事者から求めがあるときは、その目的のために提出された副本の上に、その旨の付記をする。
3. 前項に定める登録簿の中の記載及び付記は、正式のものである。
4. 訴訟手続を開始する申立書の登録の日付、当事者の名前、申立人が求める裁判の構成及び法律上の主張の要旨、主要な関連主張の要旨、または、事件がそれに該当し得るときは、先決裁定を求める請求の日付、本体である訴訟手続の裁判所または法廷の識別子及び当事者を示す告示は、EU官報上で公示される。

第22条 登録簿、判決及び命令の調査

1. いかなる者も、登録所で登録簿を調査することができ、かつ、記録官の提案に基づき裁判所によって定められる額の手数料を支払って、その謄写物または抜粋を得ることができる。
2. 事件の当事者は、適切な手数料を支払って、訴訟記録の認証された謄写物を得ることができる。
3. いかなる者も、適切な手数料を支払って、判決及び命令の認証された正本を得ることができる。

第6章 裁判所の職務

第23条 裁判所の所在地

裁判所は、その所在地以外の場所に1または複数の特別の開廷場所をもつことを選択することができる。

第24条 裁判所の開廷日

1. 司法年度は、各暦年の10月7日に始まり、翌年の10月6日に終わる。
2. 非開廷期間は、裁判所によって定められる。
3. 緊急を要する場合、長官は、非開廷期間中に、判事及び独立弁論官を招集することができる。
4. 裁判所は、その所在地における公式の休日を尊重する。
5. 裁判所は、適切な条件の下で、判事または独立弁論官に対し休暇を与えることができる。
6. 非開廷期間の日及び公式の祝日は、年度単位で、EU官報上で公示される。

第25条 全体法廷

司法行政上の事項またはこの規則の第59条に示す予審報告書に含まれる提案に基づいて行われる行為に関する決定は、判事及び独立弁論官が参加し、1票の投票権をもつ全体法廷において、裁判所によって行われる。記録官は、裁判所が異なる決定をしない限り、臨席する。

第26条 議事録の作成

裁判所は、記録官がそこに臨席しない場合、必要に応じ、この規則の第7条の目的のために最も席次の低い判事に対し、議事録の作成を指示することができる。その議事録には、当該判事及び長官が署名をする。

第7条 裁判所の裁判体

第1節 裁判所の裁判体の構成

第27条 大法廷の構成

1. 大法廷は、個々の事件のために、裁判所長官及び副長官、5判事小法廷の3名の小法廷総括者、15名に達するまで必要な員数の予審判事及び判事によって構成される。最後に示した判事ら及び5判事小法廷の3名の小法廷総括者は、本条の第3項及び第4項に示す名簿から、同名簿に定める席次順に、指名される。大法廷に配点される全ての事件において、それらの個々の名簿の開始点は、その構成の裁判体に配点された1件前の訴訟事件に関する名簿上で最後に指名された判事の直後に名簿記載されていた判事の氏名とする。
2. 裁判所長官及び副長官の選任並びに5判事小法廷の総括者の選任の後、5判事小法廷の総括者の名簿及びそれ以外の判事の名簿が、大法廷の構成の決定の目的のために作成される。
3. 5判事小法廷の総括者の名簿は、この規則の第7条に定める席次順に作成される。
4. それ以外の判事の名簿は、この規則の第7条に定める席次に従い、その順番を置き換えて作成される：すなわち、名簿の最初の判事は、同条に定める席次の第1の判事であり、2番目の判事は、その席次の最後の判事であり、3番目の判事は、その席次の2番目の判事であり、4番目の判事は、その席次の最後から2番目の判事であり、以下同様とする。
5. 第3項及び第4項に示す名簿は、EU官報上で公示される。
6. 判事の部分的な交代がある暦年の開始と、その交代が行われる時との間において大法廷に配点される事件に関し、規程第17条第3項に示す定足数の充足に疑問がある限り、裁判所構成を充足させるために2名の補充裁判官を指名することができる。これらの補充裁判官は、第4項に示す名簿上で、その事件において大法廷の構成のために指名される最後の判事の直後に示される2名の判事とする。
7. 補充裁判官は、その事件の判断を行うことができない判事と交代する。

第28条 5判事小法廷及び3判事小法廷の構成

1. 5判事小法廷及び3判事小法廷は、個々の事件において、小法廷総括者、予審判事、及び、それぞれ5名及び3名に達するまで必要な員数の判事によって構成される。最後に示した判事らは、本条の第2項及び第3項に示す名簿から、同名簿に定める席次順に、指名される。小法廷に配点される全ての事件において、それらの名簿の開始点は、関係する小法廷に配点された1件前の訴訟事件に関する名簿上で最後に指名された判事の直後に名簿記載されていた判事の氏名とする。
2. 5判事小法廷の構成のために、これらの小法廷の総括者の選任の後、その総括者を除き、関係する小法廷に配属された全ての判事を含む名簿が作成される。この名簿は、第27条第4項に示す名簿と同じ方法で作成される。
3. 3判事小法廷の構成のために、これらの小法廷の総括者の選任の後、その総括者を除き、関係する小法廷に配属された全ての判事を含む名簿が作成される。この名簿は、第7条に定める席次順に作成される。
4. 第2項及び第3項に示す名簿は、EU官報上で公示される。

第29条 関連事件または戻された事件の場合の小法廷の構成

1. 裁判所が、多数の事件を、1個の同じ構成の裁判所によって同時に審理され、判断されなければならないと判断する場合、その裁判体の構成は、それに関して予審報告が最初に実施された事件のために定められた構成とする。
2. 事件の配点を受けた小法廷が、この規則の第60条第3項により、裁判所に対し、より多数の判事で構成される裁判体にその事件を回付することを求める場合、その裁判体は、その事件を戻した小法廷の構成員を含めるものとする。

第30条 小法廷総括者が執務できない場合

1. 5判事小法廷の総括者が執務できない場合、その小法廷の総括者の権限は、3判事小法廷の総括者によって行使され、第7条に定める席次に従って必要な場合、または、その裁判体の構成が3判事小法廷の総括者を含んでいない場合には、第7条に定める席次順に、他の判事によって行使される。
2. 3判事小法廷の総括者が執務できない場合、その小法廷の総括者の権限は、第7条に定める席次順に、その裁判体を構成する判事によって行使される。

第31条 裁判所を構成する者が執務できない場合

1. 大法廷の構成員が執務できない場合、彼は、第27条第4項に示す名簿の順に、他の判事と交代する。
2. 5判事小法廷の構成員が執務できない場合、彼は、第28条第2項に示す名簿の順に、その小法廷の他の判事と交代する。執務できない判事が同じ小法廷の判事と交代できない場合、

その小法廷の総括者は、裁判所長官に対してそのことを連絡し、裁判所長官は、その小法廷を充足させるために別の判事を指名する。

3. 3 判事小法廷の構成員が執務できない場合、彼は、第 28 条第 3 項に示す名簿の順に、その小法廷の他の判事と交代する。執務できない判事が同じ小法廷の判事と交代できない場合、その小法廷の総括者は、裁判所長官に対してそのことを連絡し、裁判所長官は、その小法廷を充足させるために別の判事を指名する。

第 2 節 評議

第 32 条 評議に関する手続

1. 裁判所の評議は、秘密のものとされ、かつ、秘密のままとされる。
2. 弁論が行われる場合、その弁論に参加する判事、及び、それが適切なときは、その事件について検討すべき職責を負う予審補佐官は、その評議に参加する。
3. 全ての判事は、その評議に参加し、彼の意見及びその理由を述べる。
4. 最終的な討論の後に判事の多数が達した結論は、裁判所の判断を決定付ける。

第 33 条 評議に参加する判事の員数

ある判事が執務できないことにより、偶数の判事が存在する場合、この規則の第 7 条の目的のために最も席次の低い判事は、彼が予審判事でない限り、評議に参加することを控える。その場合、彼よりも 1 つだけ席次の高い判事は、評議に参加することを控える。

第 34 条 大法廷の定足数

1. 大法廷に配点される事件について、この規則の第 17 条第 3 項に示す定足数に達することができない場合、裁判所長官は、この規則の第 27 条第 4 項に示す名簿の順に、1 または複数の別の判事を指名する。
2. 指名の前に弁論が開かれていた場合、裁判所は、当事者及からの口頭弁論及び独立弁論官の意見陳述を再施する。

第 35 条 5 判事小法廷及び 3 判事小法廷の定足数

1. 5 判事小法廷または 3 判事小法廷に配点される事件について、この規則の第 17 条第 2 項に示す定足数に達することができない場合、裁判所長官は、この規則の第 28 条第 2 項または第 3 項にそれぞれ示す名簿の順に、1 または複数の別の判事を指名する。執務できない判事が同じ小法廷の判事と交代できない場合、その小法廷の総括者は、裁判所長官に対してそのことを連絡し、裁判所長官は、その小法廷を充足させるために別の判事を指名する。
2. 第 34 条第 2 項は、5 判事小法廷または 3 判事小法廷に対して、それぞれ準用して適用される。

第8章 用語

第36条 事件の言語

事件の言語は、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシア語、ハンガリア語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語またはスウェーデン語とする。

第37条 事件の言語の決定

1. 直接訴訟において、以下の場合を除き、事件の言語は、申立人によって選択される：
 - (a) 被告が構成国である場合、事件の言語は、その国の公用語とする；当該の国が複数の公用語をもつ場合、申立人は、それらの中から選択することができる；
 - (b) 当事者からの共同の申立てがある場合、その訴訟手続の全部または一部のために、第36条に示す言語とは別の言語の使用が認められる；
 - (c) 当事者のいずれかからの申立てがある場合、相手方当事者及び独立弁論官から意見を聴取した後、副項(a)及び(b)からの特例により、その訴訟手続の全部または一部のために、第36条に示す言語とは別の言語の使用が認められる；そのような申立ては、欧州連合の機関のいずれからでも申立てることができない。
2. 第1項の(b)及び(c)の条項、並びに、この規則の第38条第4項及び第5項の条項を妨げることなく、
 - (a) 規程第56条及び第57条に示す一般裁判所の裁判に対する控訴の場合、事件の言語は、その控訴が提起された一般裁判所の裁判の言語とし；
 - (b) 規則第62条第2項に従い、裁判所が、一般裁判所の判決を破棄する判決をする場合、事件の言語は、破棄の対象である一般裁判所の裁判の言語とし；
 - (c) 償還されるべき訴訟費用に関する異議の申立て、欠席判決の破棄を求める申立て、第三者異議訴訟手続の申立て、判決の解釈を求める申立てまたは判決の再審の申立て、誤判の救済を裁判所に求める申立ての事件における言語は、それらの申立てまたは異議申立てが行われた裁判の言語とする。
3. 先決裁定手続においては、事件の言語は、照会元の裁判所または法廷の言語とする。基本事件の訴訟手続の当事者のいずれかからの適切に理由を付した申立てがある場合、基本事件の相手方当事者及び独立弁論官の意見を聴取した後、第36条に示す言語とは別の言語を、先決裁定手続の口頭弁論のために認めることができる。それが認められる場合、その承認は、規程第23条に示す全ての利害関係者との関係において適用される。
4. 上記の申立ては、長官によって判断され得る；後者の決定は、裁判所に対する申立てを指すものとすることができ、かつ、彼が当事者全員の同意なしにその申立てを認める意向であるときは、その申立てを指すものとしなければならない。

第38条 事件の言語の使用

1. 事件の言語は、とりわけ、それらに添付される物件及び書類を含め、当事者の書面または口頭による主張の中において提出または添付される際に用いられ、並びに、裁判所の調書及び裁判書の中においても用いられる。
2. 別の言語で表現されて提出または添付された物件もしくは文書には、事件の言語による翻訳物を添付しなければならない。
3. しかしながら、大きな物件または長文の文書の場合については、翻訳物は、抜粋にとどめることができる。裁判所は、いつでも、職権により、または、いずれかの当事者からの要請により、完全な翻訳物または全文の翻訳物を要求することができる。
4. 上記の各条項に拘らず、構成国は、先決裁定手続に参加する場合、裁判所に係属中の事件に訴訟参加する場合、または、TFEU の第 259 条により裁判所に訴訟を提起する場合には、その構成国の公用語を使用する権利がある。この条項は、書面の文書及び口頭の陳述の両者に適用される。記録官は、いずれの場合においても、事件の言語に翻訳されるよう準備する。
5. 構成国以外の国であって、EEA 協定の加盟国であり、かつ、EFTA 監視機関の加盟国でもある国は、先決裁定手続に参加する場合、または、裁判所に係属中の事件に参加する場合には、事件の言語以外の第 36 条に示す言語の中のいずれかの言語を使用することが認められ得る。この条項は、書面の文書及び口頭の陳述の両者に適用される。記録官は、いずれの場合においても、事件の言語に翻訳されるよう準備する。
6. 規程第 23 条第 4 項により先決裁定手続に参加する非構成国は、事件の言語以外の第 36 条に示す言語の中のいずれかの言語を使用することが認められ得る。この条項は、書面の文書及び口頭の陳述の両者に適用される。記録官は、事件の言語に翻訳されるよう準備する。
7. 証人または鑑定人が、第 36 条に示す言語のいずれによっても彼自身を十分に表現できないと述べる場合、裁判所は、彼に対し、別の言語で彼の陳述を与えることを認めることができる。記録官は、事件の言語に翻訳されるよう準備する。
8. 裁判所長官及び副長官並びに小法廷総括者が口頭弁論を行う際、判事及び独立弁論官が質問をする際、独立弁論官がその意見書を陳述する際、事件の言語以外の第 36 条に示す言語のいずれかを使用することができる。記録官は、事件の言語に翻訳されるよう準備する。

第39条 言語に関する記録官の準備の職責

記録官は、判事、独立弁論官または当事者の求めにより、裁判所に係属中の訴訟手続の過程において述べられた事柄または書面に書かれている事柄について、第 36 条に示す言語の中から選択された言語に翻訳されるよう準備をする。

第40条 裁判所の刊行物の言語

裁判所の刊行物は、理事会規則第 1 号の第 1 条に示す諸言語により、発行される。

第41条 正式の文

事件の言語によって作成され、または、この規則の第37条もしくは第38条により認められる別の言語によって作成された文書の文は、正式のものである。

第42条 裁判所の言語担当部署

裁判所は、十分な法的訓練を受け、かつ、欧州連合の幾つかの公言語の知識に通ずる専門家をその職員とする言語担当部署を設ける。

第2款 共通の手続条項

第1章 代理人、補佐人及び弁護士の特権及び義務

第43条 特権、免除及び施設

1. 裁判所に出廷した、または、裁判所が発した嘱託書の宛先である司法機関に出廷した代理人、補佐人及び弁護士は、その事件または当事者に関し、それらの機関に口頭または書面で述べた言葉に関し、免除の利益を享受する。
2. 代理人、補佐人及び弁護士は、以下の特権及び施設の利益を享受する：
 - (a) 訴訟手続と関連する書面及び文書は、搜索及び押収の両方を免れる。紛議があるときは、税関当局または警察は、それらの書面及び文書に封を施す；それらの機関は、記録官及び関係する当事者の立会の下で検査するために、直ちに、それを裁判所に送付する。
 - (b) 代理人、補佐人及び弁護士は、その責務を果たす際、支障なく旅行をする権利をもつ。

第44条 当事者の代理人の地位

1. 第43条に定める特権、免除及び施設の利益を得るために、それらの権利をもつ者は、以下のとおり、彼らの地位の証明を行う：
 - (a) 代理人は、行為する者宛てに発された委任状を提出し、その者は、記録官に対し、直ちに、その副本を提供する；
 - (b) 弁護士は、構成国の裁判所または EEA 協定の加盟国である非構成国の裁判所において実務に携わることを認める証明書を提出し、及び、彼らが代理する当事者が私法によって規律される法人であるときは、その者から発された授權書類を提出する；
 - (c) 補佐人は、彼らが補佐する当事者から発行された授權書類を提出する。
2. 裁判所の記録官は、彼らに対し、要請に応じて、証明書を発行する。この証明書の有効性は、指定された期間内に限られ、その訴訟手続の期間により、延長または短縮される。

第45条 免除の放棄

1. この規則の第43条に定める特権、免除及び施設は、訴訟手続の適正な遂行の利益のためにのみ与えられる。
2. 裁判所は、訴訟手続の適正な遂行がその放棄によって阻害されることはないと判断するときは、免除を放棄することができる。

第46条 訴訟手続からの排除

1. 代理人、補佐人もしくは弁護士が裁判所の前における行動が裁判所の尊厳もしくは司法の適正な遂行の要請と適合しないと裁判所が判断する場合、または、その代理人、補佐人もしくは弁護士が彼らに与えられた権利以外の目的のために彼の権利を行使していると裁判所が判断する場合、裁判所は、関係者に対して連絡する。関係者が釈明義務を負う職務権限を有する機関に対して裁判所が連絡をする場合、当該機関に対して送付される書簡の副本は、関係者に対して転送される。
2. 同じ理由に基づき、一般裁判所は、いつでも、関係者から意見を聴取した後、代理人、補佐人または弁護士をその訴訟手続から排除する裁判をすることができる。この命令は、直ちに効力を発生させる。
3. 代理人、補佐人または弁護士がその訴訟手続から排除される場合、関係する当事者が別の代理人、補佐人または弁護士を任命できるようにするために長官が指定する期間内、その訴訟手続は停止となる。
4. 本条に基づく決定は、これを取消すことができる。

第47条 大学教員及び基本事件の当事者

1. 本章の条項は、規程第19条に従い、裁判所における弁論権をもつ大学の教員に対して適用される。
2. 本章の条項は、先決裁定を求める照会の過程において、適用可能な国内手続法令に従い、それらの者が弁護士によって代理されることなく訴訟手続を提起または防護することが認められる場合、基本事件の当事者に対し、並びに、それらの者を代理するための規定に基づいて認められた者に対しても適用される。

第2章 送達

第48条 送達の方法

1. ある者に対して文書が送達されることをこの規則が求める場合、記録官は、受領証の書式を付した文書の副本の登録住所宛の書留郵便による郵送、または、受領者への人間による副本の配達のうちいずれかにより、当該の者の送達のための住所地において送達の効力が生ずることを確保する。記録官は、この規則の第57条第2項に従い、当事者自身が副本を供給する場合を

除き、送達される文書の副本を準備し、その認証をする。

2. 受領者が、テレファクスまたはそれ以外の技術的な通信手段によって彼について送達の効果を生ずることに同意する場合、裁判所の判決または命令を含め、全ての手続文書は、そのような手段による文書の副本の送信によって、これを送達することができる。

3. 技術的な理由により、または、文書の性質もしくは長さを考慮すると、そのような送信が不可能または実施不能な場合、その文書は、受領者が送達のための住所を指定しなかったときは、本条の第1項に定める手続に従い、彼の住所地において送達される。受領者は、テレファクスまたはそれ以外の技術的な通信手段により、そのように連絡を受ける。そして、書簡が別の日に受領されたことが受領証によって証明される場合、または、テレファクスまたはそれ以外の技術的な通信手段による連絡を受けてから3週間以内に、受領者が、記録官に対し、送達されるべき文書が彼に届いていない旨を連絡する場合を除き、送達は、裁判所の所在地にある郵便局で書留郵便の書簡が投函された日の10日後に、その受領者について、書留郵便によって効力を発生させたものとみなされる。

4. 裁判所は、決定により、電子的な手段によって送達される手続文書のための基準を定める。その決定は、EU官報上で公示される。

第3章 期間

第49条 期間の計算

1. 諸条約、規程及びこの規則によって定められる訴訟手続上の期間は、以下のように計算される：

- (a) 日、週、月または年で表現される期間が、出来事が発生した時または行為が行われた時から計算されるべき場合、当該出来事が発生した日または当該行為が行われた日は、当の期間の計算上では算入されない。
- (b) 週、月または年によって表現される期間は、期間の起算点である発生した出来事または行われた行為の日と同じ曜日または同じ日に応答する最終週の日、最終月の日または最終年の日の終了により満了となる。月または年で表現される期間において、満了となる日がその最終月に存在しないときは、その期間は、当該月の最終日の終了により満了となる。
- (c) 期間が月数及び日数によって表現される場合、最初に総月数を計算し、次に総日数を計算する。
- (d) 期間は、この規則の第24条第6項に示す土曜、日曜及び公的な休日を含める。
- (e) 期間は、非開廷期間中においても進行を停止しない。

2. 期間が土曜、日曜及び公的な休日以外の日に終了すべき場合、その期間は、その経過後の最初の業務日が終了するまで、延長される。

第50条 機関によって採択された措置に対する訴訟手続

機関によって採択された措置を不服とする訴訟手続を開始するために認められる期間がその措置の公示日から開始する場合、第49条第1項(a)の目的のために、その措置がEU官報上

で公示された後の14日目の終了から計算される。

第51条 距離による延長

訴訟手続上の期間は、距離を考慮し、10日間の単一の日数により、延長される。

第52条 期間の設定及び延長

1. この規則に従い裁判所によって指定された期限は、これを延長することができる。
2. 裁判所長官及び小法廷の総括者は、記録官に対し、この規則に従って、彼ららが期限を指定または延長する権限の範囲内にある一定の期間を定める目的のために、署名する権限を委任することができる。

第4章 事件取扱上の異なる手続

第53条 事件取扱上の手続

1. 規程及びこの規則に定める特別の条項を妨げることなく、裁判所における手続は、書面審理部分と弁論部分とで構成される。
2. 事件について裁判所が弁論及び判断をするための裁判管轄権をもたないことが明らかである場合、または、請求もしくは申立てが明らかに許容されないものである場合、裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、いつでも、理由を付した命令により、その訴訟手続については更にいかなる措置も講じない裁判を与えることを決定することができる。
3. 長官は、特別の状況下において、ある事件に対して他の事件よりも優先性を与えることができる。
4. この規則に定める要件に従い、事件は、簡易訴訟手続に基づいて取り扱うことができる。
5. 先決裁定の照会は、この規則に定める要件に従い、緊急手続の下で取り扱うことができる。

第54条 併合

1. 同じ訴訟の対象と関係する同じ種類の複数の事件は、それらの事件の間の関係を考慮に入れ、訴訟手続の書面審理部分もしくは弁論部分の目的のために、または、その訴訟手続を終了させる判決の目的のために、いつでも、これらを併合することができる。
2. 関係する事件が既に配点されている場合、事件を併合すべきか否かに関する判断は、長官によって、予審判事及び独立弁論官の意見を聴取した後、かつ、先決裁定の照会の事件の場合に限り、当事者の意見を聴取した後、行われる。長官は、その裁判所に対し、その事柄に関する判断を裁判所に回付することができる。
3. 併合された事件は、第2項の条項に従い、これを分離することができる。

第55条 訴訟手続の停止

1. 訴訟手続は、以下によって、これを停止することができる：
 - (a) 規程第54条第1項に定める状況において、独立弁論官の意見を聴取した後、裁判所の命令により；
 - (b) それ以外の全ての場合において、予審判事及び独立弁論官の意見を聴取した後、かつ、先決裁定の照会の事件の場合に限り、当事者の意見を聴取した後に採択される長官の決定によって。
2. その手続は、同じ手続により、命令または決定により、これを再開することができる。
3. 第1項及び第2項に示す命令または決定は、当事者または規程第23条に示す利害関係者に対し、送達される。
4. 訴訟手続の停止は、その命令もしくは決定の中で指定された日、または、そのような指定がない場合には、当該命令もしくは決定が行われた日に効力を発生させる。
5. 訴訟手続が停止となっている間、訴訟手続上の期限の目的のために、当事者または規程第23条に示す利害関係者について、期間の進行が停止となる。
6. 停止の命令または決定が停止期間の長さを定めない場合、その停止は、再開の命令もしくは決定の中で指定された日、または、そのような指定がない場合には、その再開の命令もしくは決定が行われた日に終了となる。
7. 停止の後の訴訟手続の再開の日から、停止していた訴訟手続上の期間は、新たな期間に置き換えられ、かつ、その再開の日から期間の進行が開始する。

第56条 事件取扱決定の延期

予審判事、独立弁論官及び当事者から意見を聴取した後、長官は、特別の状況において、職権により、または、いずれかの当事者からの求めにより、事件の取扱いを後日に延期することができる。

第5章 訴訟手続の書面審理部分

第57条 手続文書の提出

1. 全ての手続文書の原本は、当事者の代理人もしくは弁護士の手書きの署名、または、先決裁定手続の過程において提出された意見書の場合には、基本事件の当事者の手書きの署名、もしくは、当該基本事件に適用される国内法上の手続法令がそれを認めている限り、彼の代理人の手書きの署名のあるものでなければならない。
2. 原本中で参照する全ての添付書類を付した原本は、裁判所に対し、5通の副本を添えて提出され、かつ、先決裁定手続以外の事件においては、その訴訟手続の全ての他の当事者のための副本を添えて、提出される。副本は、それを提出する当事者によって認証される。
3. 機関は、裁判所によって指定される期間内に、理事会規則第1号の第1条に定める別の言語への手続文書の翻訳物を追加して提出する。本条の前項が適用される。

4. 全ての手続文書について、その文書の論拠となる物件及び文書を含めるファイルが、それらの一覧表と共に、添付されなければならない。
5. 物件または文書の長さを考慮し、その抜粋のみが手続文書に別添され、物件または文書の全体またはその完全な複製物は、登録所に提出される。
6. 全ての手続文書は、日付が付される。訴訟手続上の期間の計算において、登録所に対して原本が提出された日及び時刻のみが、考慮に入れられる。
7. 第1項ないし第6項の条項を妨げることなく、第4項に示す物件及び文書の一覧表を含め、裁判所に利用可能なテレファクスまたはそれ以外の技術的通信手段により登録所が受信した手続文書の署名された原本の副本の日付及び時刻は、その後10日以内に、第2項に示す添付書類及び副本を添えた手続文書の署名のある原本が登録所に提出されることを条件として、手続期間の遵守の目的のための提出の日付及び時刻とみなされる。
8. 第3項ないし第6項を妨げることなく、裁判所は、決定により、電子的な手段によって登録所に送付された手続文書について、当該文書が原本とみなされる基準を定める。その決定は、EU官報上で公示される。

第58条 手続文書の長さ

この規則の特別規定を妨げることなく、裁判所は、決定により、裁判所に提出される答弁書または意見書の最大の長さを定めることができる。その決定は、EU官報上で公示される。

第6章 裁判所を構成するための予審報告及び事件の配点

第59条 予審報告書

1. 訴訟手続の書面審理部分を終了する際、長官は、予審判事が全体法廷に対して予審報告書を提出する日を指定する。
2. 予審報告書は、特別の手続整理措置、証拠調べ措置、または、それが適切なときは、先決裁定を求める照会元である裁判所もしくは法廷に対して釈明処分を要するか否かに関する提案、並びに、その事件が配点されるべき裁判体の構成に関する提案を含める。それに該当する場合には、予審報告書は、予審判事の、弁論を実施するか否かに関する意見、並びに、規程第20条第5項による独立弁論官の意見陳述を実施するか否かに関する意見も含める。
3. 裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、予審判事の提案に基づき、何を行うべきかを決定する。

第60条 裁判所を構成するための事件配点

1. 規程第16条第3項により、訴訟手続に参加する構成国または欧州連合の機関が、その事件を大法廷に配点することを求める場合を除き、裁判所は、事件の困難性もしくは重要性、または、特別の事情が、大法廷に配点されることを求められる程度ではないものである限り、裁判所に提起される事件を5判事小法廷または3判事小法廷に配点する。

2. 規程第16条第4項に示す条項により事件が提起される場合、裁判所は、全体裁判所として席に就く。規程第16条第5項に従い、裁判所が例外的な重要性をもつ事件であると判断する場合、裁判所は、事件を全体裁判所に回付することができる。
3. 事件を配点された裁判体は、訴訟手続のいかなる段階においても、裁判所に対し、より多くの判事で構成される裁判体にその事件を回付することを求めることができる。
4. 訴訟手続の弁論部分が証拠調べなく開かれる場合、その事件について判断をする裁判体の長官は、弁論を開く期日を定める。

第7章 手続整理措置及び証拠調べ措置

第1節 手続整理措置

第61条 裁判所によって定められる整理措置

1. 規程第24条に従って定められる措置に加え、裁判所は、裁判所が指定する期限内に、一定の質問に対して書面または弁論で回答させるため、当事者または規程第23条に示す利害関係者を招集することができる。その回答書は、当事者または規程第23条に示す利害関係者に送付される。
2. 弁論が実施される場合、裁判所は、可能な範囲内で、1または複数の特定の問題に関し、その口頭の答弁の中に集中させるため、その弁論の関係者を招集する。

第62条 予審判事または独立弁論官によって定められる整理措置

1. 予審判事または独立弁論官は、当事者または規程第23条に示す利害関係者に対し、彼らが適切であると判断するような事実に関する全ての情報、並びに、そのような全ての文書及びそれ以外の物件を提出するように求めることができる。回答及び提供される文書は、当事者または規程第23条に示す利害関係者に対して送付される。
2. 予審判事または独立弁論官は、当事者または規程第23条に示す利害関係者に対し、弁論において回答すべき質問状を送付することもできる。

第2節 証拠調べ措置

第63条 証拠調べ措置に関する判断

1. 裁判所は、その全体法廷において、証拠調べ措置が必要であるか否かを判断する。
2. 裁判所の裁判体に対して事件が既に配点されている場合、その判断は、その裁判体によって行われる。

第64条 証拠調べ措置の事項の確定

1. 裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、証明されるべき事実を定める命令により、裁判所が適切であると判断する証拠調べ措置を指定する。
2. 規程第24条及び第25条を妨げることなく、以下の証拠調べの措置を採用することができる：
 - (a) 当事者本人の出頭；
 - (b) 情報提供及び文書提出の要請；
 - (c) 口頭による証言；
 - (d) 鑑定書の委嘱；
 - (e) 当の場所または物の検証；
3. 反駁として証拠を提出することができ、かつ、従前の証拠を補強することができる。

第65条 証拠調べ措置への参加

1. 裁判所の裁判体が自らは証拠調べを実施しない場合、その裁判体は、そのようにする職務を予審判事に委任することができる。
2. 独立弁論官は、証拠調べ措置に参加する。
3. 当事者は、証拠調べ措置に立会する権利をもつ。

第66条 口頭の証言

1. 裁判所は、職権により、または、いずれかの当事者の申立てにより、かつ、独立弁論官の意見を聴取した後、一定の事実が証人によって証明されることを命ずることができる。
2. 証人の取り調べを求める当事者の申立ては、どの事実について、及び、どの理由のために、その証人が調べられなければならないかを詳細に記述するものとする。
3. 裁判所は、前項に示す申立てに関し、理由を付した命令によって判断する。その申立てを認める場合、その命令書は、証明されるべき事実を指定し、かつ、それらの個々の事実との関係においてその証人が質問を受けることを指示するものとする。
4. それが適切なときは、この規則の第73条に定める担保提供の後、裁判所によって証人が召喚される。

第67条 証人の取り調べ

1. 証人の同一性が確認された後、長官は、彼に対し、この規則に定める方法で、彼の証言が真実であることを保証することを求められることを告げる。
2. 証人は、当事者が立会の通知を与えられた裁判所に対して彼の証言を与える。証人が彼の証言を与えた後、長官は、いずれかの当事者からの求めにより、または、職権により、彼に対して質問をすることができる。
3. 他の判事及び独立弁論官も同様にすることができる。
4. 長官の訴訟指揮に従い、当事者の代理人から証人に対して質問をすることができる。

第68条 証人の宣誓

1. 彼の証言を与えた後、証人は、以下のとおりの宣誓をする：
「私は、真実を述べたこと、隠さずに全ての真実を述べたこと、そして、真実ではないことを述べなかったことを誓う」。
2. 裁判所は、当事者から意見を聴取した後、証人が宣誓することを免除することができる。

第69条 過料の制裁

1. 適正に召喚された証人は、その召喚に従い、かつ、その証人調べに出廷する。
2. 正当な理由なく、適正に召喚された証人が裁判所に出廷しなかった場合、裁判所は、彼に対し、5000 ユーロを超えない額の過料の制裁を加えることができ、また、証人の自己負担による証言に関し、更に召喚状を送達することを命ずることができる。
3. 正当な理由なく、証言を与えることを拒否し、または、宣誓を拒否する証人に対し、同じ制裁を加えることができる。

第70条 鑑定書

1. 裁判所は、鑑定書の提出を命ずることができる。鑑定人を選任する命令は、彼の職務を定め、彼が彼の鑑定書を提出すべき期限を指定する。
2. 鑑定人が彼の鑑定書を提出し、その鑑定書が当事者に送達された後、裁判所は、当事者が立会の通知を与えられて、その鑑定人を取り調べることを命ずることができる。いずれかの当事者からの求めにより、または、職権により、長官は、鑑定人に質問することができる。
3. 他の判事及び独立弁論官も同様にすることができる。
4. 長官の訴訟指揮に従い、当事者の代理人から鑑定人に対して質問をすることができる。

第71条 鑑定人の宣誓

1. 彼の鑑定を行った後、鑑定人は、以下のとおりの宣誓をする：
「私は、誠実かつ公平に私の職務を行ったことを誓う」。
2. 裁判所は、当事者から意見を聴取した後、鑑定人が宣誓することを免除することができる。

第72条 証人尋問または鑑定に対する異議

1. 彼が証人または鑑定人として行動するための資格のある者もしくは適切な者ではないとの理由またはその他の理由により、証言もしくは鑑定に対して当事者のいずれかが異議を申し立てた場合、または、証人もしくは鑑定人が証言を与えることを拒否し、もしくは、宣誓を行うことを拒否する場合、その問題は、裁判所によって解決される。
2. 証言または鑑定に対する異議は、証人を召喚する命令書または鑑定人の選任書の送達後2週間以内に申立てられる；異議の申立ては、異議の理由を示し、かつ、提供される証拠の性質

を示すものとしなければならない。

第73条 証人及び鑑定人の費用

1. 裁判所が証人または鑑定書の取り調べを命ずる場合、裁判所は、当事者またはその中のいずれかの者に対し、証人の費用または鑑定書の費用のための担保の提供を求めることができる。
2. 証人及び鑑定人は、旅費及び滞在費の償還を受ける権利をもつ。裁判所の現金出納担当者は、これらの費用を前払いとすることができる。
3. 証人は、収入上の損失の弁償を受ける権利をもち、鑑定人はその業務遂行に対する報酬を受ける権利をもつ。裁判所の現金出納担当者は、それらの者がそれぞれの義務または職務を行った後、証人及び鑑定人に対し、その金額を支払う。

第74条 証拠調べの調書

1. 記録官は、全ての証拠調べ期日の調書を作成する。この調書には、長官及び記録官が署名する。それらは、正式の記録の一部となる。
2. 証人または鑑定人の取り調べの場合、その調書は、長官、または、その証人または鑑定人の取り調べを実施する職責を負う予審判事によって、並びに、記録官によって署名される。そして、署名が行われる前に、その証人または鑑定人は、調書の内容を確認し、その調書に署名する機会を与えられなければならない。
3. 調書は、当事者に対して送達される。

第75条 証拠調べの後の弁論部分の開始

1. 裁判所が、当事者が意見書を提出することができる期限の指定を定めない限り、裁判所長官は、証拠調べの措置が完了した後、訴訟手続の弁論部分を開始するための期日を定める。
2. 意見書を提出することができる期間が指定される場合、裁判所長官は、その期間経過後、訴訟手続の弁論部分を開始するための期日を定める。

第8章 訴訟手続の弁論部分

第76条 弁論期日

1. 弁論期日を求める理由を付した申立書は、当事者または規程第23条に示す利害関係者に対する訴訟手続の書面審理部分の終了の送達の後、3週間以内に、提出される。この期限は、長官によって延長され得る。
2. 予審判事の提案に基づき、かつ、独立弁論官の意見を聴取した後、裁判所は、訴訟手続の書面審理部分の間に提出された答弁書及び意見書の閲読に基づき、判決をするのに十分な情報が提供されていると裁判所が判断するときは、弁論期日を開かないことを決定することができる。

3. 前項は、弁論期日を求める理由を付した申立書が、訴訟手続の書面審理部分に参加しない規程第23条に示す利害関係者から提出されたものである場合には、適用しない。

第77条 共同弁論期日

同じ種類の複数の事件の間の類似性がそのようにすることを許容する場合、裁判所は、それらの事件について共同弁論期日の実施を決定することができる。

第78条 弁論期日の実施

弁論手続は、審理の適正な実施について職責を負う長官によって開かれ、主宰される。

第79条 インカメラで審理される事件

1. 関連する重大な理由により、とりわけ、構成国の治安または未成年者の保護のために、裁判所は、インカメラの事件として弁論期日を開くことを決定することができる。
2. インカメラで審理される事件における弁論手続は、公行されない。

第80条 質問

裁判所の裁判体の構成員及び独立弁論官は、弁論の過程において、当事者の代理人、補佐人または弁護士に対し、及び、この規則の第47条第2項に示す状況の下において、基本事件の当事者またはその訴訟代理人に対し、質問をすることができる。

第81条 弁論期日の終了

当事者または規程第23条に示す利害関係者が口頭で主張を提示した後、長官は、弁論期日を終了することを宣言する。

第82条 独立弁論官の意見書の陳述

1. 弁論期日が開かれる場合、独立弁論官の意見書は、その弁論期日を閉じた後に陳述される。
2. 長官は、独立弁論官が彼の意見書を陳述した後、訴訟手続の弁論部分の終了を宣言する。

第83条 訴訟手続の弁論部分の開始または再開

裁判所は、いつでも、とりわけ、十分な情報が欠けていると裁判所が判断する場合、訴訟手続の弁論部分の終了後、当事者が、裁判所の判断に決定的な要素となるような性質をもつ新事実を提示した場合、または、当事者もしくは規程第23条に示す利害関係者の間で争点とならなかった論点に基づいてその事件が判断されなければならない場合、独立弁論官の意見を聴取し

た後、訴訟手続の弁論部分の開始または再開を命ずることができる。

第84条 調書

1. 記録官は、全ての弁論期日の調書を作成する。この調書には、長官及び記録官が署名する。それらは、正式な記録の一部となる。
2. 当事者及び規程第23条に示す利害関係者は、登録所においてその調書を調査し、そして、その謄写物を得ることができる。

第85条 弁論期日の録音

長官は、適切な理由のある申立てに基づき、当事者、または、傍聴するために訴訟手続の書面審理部分または弁論部分に参加した規程第23条に示す利害関係者に対し、当該弁論期日の間に発話者によって用いられた言語による弁論期日の録音を認めることができる。

第9章 判決及び命令

第86条 判決言渡しの日

当事者または規程第23条に示す利害関係者は、判決言渡しの日連絡を受ける。

第87条 判決書の内容

判決書には、以下の内容を含める：

- (a) 裁判所の判決である旨の文言、
- (b) 裁判所の構成に関する表示、
- (c) 言渡しの日付、
- (d) 評議に参加した長官及び判事の氏名、予審判事の氏名に関する表示、
- (e) 独立弁論官の氏名、
- (f) 記録官の氏名、
- (g) 当事者の表示、または、訴訟手続に参加した規程第23条に示す利害関係者の表示、
- (h) それらの者の訴訟代理人の氏名、
- (i) 直接訴訟事件及び控訴事件においては、当事者から求められた裁判の構成の記述、
- (j) 適用可能なときは、弁論期日の日付、
- (k) 独立弁論官の陳述の記述、及び、適用可能なときは、彼の意見書の日付、
- (l) 事実の要旨、
- (m) 判断の理由、
- (n) 判決の本文、それが適切なときは、訴訟費用に関する裁判を含む。

第88条 判決の言渡し及び送達

1. 判決は、公開の法廷で言渡される。
2. 判決書の原本は、長官により署名され、評議に参加した判事により署名され、及び、記録官により署名され、封印を施され、登録所に収納される；判決書の認証のある正本は、当事者に対し、及び、適用可能なときは、照会元である裁判所または法廷、規程第23条に示す利害関係者、並びに、一般裁判所に対し、送達される。

第89条 命令書の内容

1. 命令書には、以下の内容を含める：
 - (a) 裁判所の命令である旨の文言、
 - (b) 裁判所の構成に関する表示、
 - (c) 命令の採択の日付、
 - (d) 命令の法的根拠に関する表示、
 - (e) 評議に参加した長官、及び、適用可能なときは、判事の氏名、予審判事の氏名に関する表示、
 - (f) 独立弁論官の氏名、
 - (g) 記録官の氏名、
 - (h) 当事者の表示、または、基本事件の当事者の表示、
 - (i) 当事者の訴訟代理人の氏名、
 - (j) 独立弁論官が意見聴取を受けた旨の記述、
 - (k) 命令の本文、それが適切なときは、訴訟費用に関する裁判を含む。
2. この規則に従い、命令に理由を付さなければならない場合、その命令は、以上に加え、以下の内容を含める：
 - (a) 直接訴訟事件及び控訴事件においては、当事者が求めた裁判の構成の記述、
 - (b) 事実の要旨、
 - (c) 判断の理由。

第90条 命令書の署名及び送達

命令書の原本は、長官により署名され、及び、記録官により署名され、封印を施され、登録所に収納される；命令書の認証のある正本は、当事者に対し、及び、適用可能なときは、照会元である裁判所または法廷、規程第23条に示す利害関係者、並びに、一般裁判所に対し、送達される。

第91条 判決及び命令の拘束力

1. 判決は、その言渡しの日から拘束力をもつ。
2. 命令は、その送達の日から拘束力をもつ。

第92条 EU官報上の公示

訴訟手続を終了させる裁判所の判決または命令の日付及び本文を含む告示は、EU官報上で公示される。

第3款 先決裁定を求める照会

第1章 一般規定

第93条 適用範囲

以下の訴訟手続は、本款の条項によって規律される：

- (a) 規程第23条が適用される事件において、
- (b) 欧州連合または構成国が当事者となっている合意により定めることのできる、解釈を求める照会に関し。

第94条 先決裁定を求める申立書の内容

先決裁定を求める裁判所に対して照会する質問文に加え、先決裁定を求める申立書は、以下の内容を含める：

- (a) その紛争の対象の要旨及び照会元である裁判所もしくは法廷によって確定された事実に関する関連判断、または、少なくとも、その質問が基礎とする事実の記述；
- (b) その事件に適用される国内法上の条項の正文、及び、適用可能なときは、関連する国内判例法；
- (c) 欧州連合の法律の一定の条項の解釈もしくは有効性に関し、または、それらの条項と基本事件に適用可能な国内立法との間の関係に関し、照会元である裁判所または法廷に照会させることとなった理由の記載。

第95条 匿名性

- 1. 照会元の裁判所または法廷によって匿名性が保証されていた場合、裁判所は、裁判所に係属している訴訟手続において、その匿名性を尊重する。
- 2. 参照元の裁判所もしくは法廷の求めにより、基本事件の当事者の適切な理由を付した求めにより、または、職権により、裁判所は、それが必要であると判断するときは、その事件と関係する1もしくは複数の個人またな組織を匿名化することもできる。

第96条 先決裁定手続への参加

- 1. 規程第23条により、以下の者は、裁判所に対して意見書を提出することが認められる：
 - (a) 基本事件の当事者、

- (b) 構成国、
 - (c) 欧州委員会、
 - (d) 有効性または解釈が争われている法令を採択した機関、
 - (e) その協定が適用される分野のいずれかと関係する質問が、先決裁定を求めて裁判所に照会される場合において、構成国以外の国であって、EEA 協定の加盟国であり、かつ、EFTA 監視機関の加盟国でもある国、
 - (f) その協定がそのように定める場合、及び、構成国の裁判所または法廷が、当該協定の適用範囲内にある質問について、先決裁定を求めて司法裁判所に照会をする場合において、理事会と締結された特定の対象と関連する協定の当事者である非構成国。
2. 訴訟手続の書面審査部分にある非構成国は、訴訟手続の弁論部分への参加を排除しない。

第 97 条 基本事件の当事者

1. 基本事件の当事者とは、国内手続法令に従い、照会元である裁判所または法廷によってどのように確定された当事者のことである。
2. 照会元である裁判所または法廷が、裁判所に対し、新たな当事者が基本事件に加わったことを連絡する場合、裁判所の訴訟手続が既に継続しているときは、当該当事者は、司法裁判所がそのように連絡を受けた時点の訴訟状態のものとしてその事件を受け入れなければならない。その当事者は、規程第 23 条に示す利害関係者に対して既に送達された全ての手続文書の副本を受領する。
3. 基本事件の当事者の訴訟代理及び出廷に関し、裁判所は、その照会を行った裁判所または法廷において発効している手続規則を考慮に入れる。ある者が、基本事件の当事者を国内法に基づいて訴訟代理できるか否かに関し疑問がある場合、裁判所は、適用可能な手続法令に関し、照会元である裁判所または法廷から情報を得ることができる。

第 98 条 先決裁定を求める申立書の翻訳及び送達

1. 本款に示す先決裁定の申立書は、構成国に対し、それが発送される国の公用語への翻訳物を添付した原本の版により、送達される。適切なときは、申立書の長さを考慮に入れ、その申立書の要旨の、それが発送される国の公用語への翻訳物によって代えられ、それは、当該国によって採択される意見書の基礎として用いられる。その要旨は、先決裁定を求めて照会される質問の全文を含める。その要旨は、とりわけ、その情報が先決裁定を求める申立書の中に現れている範囲内で、基本事件の訴訟の対象、その訴訟事件の当事者の基本的な主張、先決裁定を求める照会の理由の簡潔な説明、及び、それが依拠する国内法及び欧州連合法の条項を含めるものとする。
2. 規程第 23 条第 3 項の適用のある場合、先決裁定を求める申立書は、構成国以外の国であって、EEA 協定の加盟国であり、かつ、EFTA 監視機関の加盟国でもある国に対し、申立書の、または、それが適切なときは、その要旨の、受領者によって選択される第 36 条に示す言語のいずれかへの翻訳物を添付した原本の版により、送達される。
3. 非構成国が、規程第 23 条第 4 項により先決裁定手続に参加する権利をもつ場合、先決裁

定を求める申立書の原本の版が、申立書の、または、それが適切なときは、その要旨の、その非構成国によって選択される第36条に示す言語のいずれかへの翻訳物を添付して、送達される。

第99条 理由を付した命令による回答

裁判所に対して先決裁定を求めて照会される質問が、裁判所が既に判決をした質問と同じものである場合、その質問に対する回答が既存の判例法から明らかに導き出され得るものである場合、または、先決裁定を求めて照会される質問に対する回答が合理的な疑いの余地のないものである場合、裁判所は、いつでも、予審判事の提案に基づき、かつ、独立弁論官の意見を聴取した後、理由を付した命令により結論を示すことを決定することができる。

第100条 訴訟係属を維持する事情

1. 裁判所に対して当該申立てを行った裁判所または法廷によってその申立てが取下げられない限り、裁判所は、先決裁定を求める申立てを係属させたままとする。申立ての取下げは、規程第23条に示す利害関係者に対して判決の言渡し日の告知が送達されるまで、考慮に入れることができる。
2. しかしながら、裁判所は、いつでも、その裁判管轄権の要件が満たされていないことを宣言することができる。

第101条 釈明命令

1. この規則に定める手続整理措置及び証拠調べ措置を妨げることなく、裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、照会元である裁判所または法廷に対し、裁判所によって定められる期限内に、釈明を求めることができる。
2. その求めに対する照会元である裁判所または法廷からの回答は、規程23条に示す利害関係者に対して送達される。

第102条 先決裁定手続の費用

先決裁定手続の費用に関しては、照会元である裁判所または法廷の負担とする。

第103条 判決書及び命令書の更正

1. 判決または命令に影響を及ぼす事務的な誤り、違算及び明白な誤記は、職権により、または、その判決の言渡しの日またはその命令の送達から2週間以内に行われる規程第23条に示す利害関係者の求めにより、裁判所によって訂正される。
2. 裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、その判断を行う。
3. 更正命令書の原本は、訂正された裁判書の原本に添付される。訂正される裁判書の原本の余白に、この更正命令の付記が行われる。

第104条 先決裁定判決の解釈

1. 判決及び命令の解釈に関するこの規則の第158条は、先決裁定を求める申立てに対する返答として与えられる裁判には適用されない。
2. 先決裁定によって十分な解釈指針が与えられていると彼らが判断するか否か、または、裁判所に対して更に照会を要することが彼らにとって明らかであるか否かの評価をするのは、国内裁判所または国内法廷である。

第2章 簡易先決裁定手続

第105条 簡易訴訟手続

1. 照会元である裁判所または法廷の求めにより、または、とりわけ、職権により、裁判所長官は、その事件の性質が短期間内の取扱いを要する場合、予審判事及び独立弁論官の意見を聴取した後、この規則の条項からの特例により、先決裁定を求める照会を簡易訴訟手続によって審理することを決定することができる。
2. この場合、長官は、速やかに弁論期日を定め、それは、先決裁定を求める申立書が送達される際、規程第23条に示す利害関係者に対して通知される。
3. 前項に示す利害関係者は、長官によって15日を下回らない期間で定められる期限内に、事件陳述書または意見書を提出することができる。長官は、それらの利害関係者に対し、その事件陳述書または意見書の中で対応されるべき事柄を、先決裁定を求める申立てによって生ずる重要な法律上の争点に絞ることを求めることができる。
4. 事件陳述書または意見書は、それが該当するときは、弁論期日の前に、規程第23条に示す全ての利害関係者に対して送付される。
5. 裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、判決をする。

第106条 手続文書の送信

1. 前条に示す手続文書は、裁判所に利用可能なテレファクスまたはそれ以外の電子的な通信手段によって登録所に送信されれば、署名のある原本の副本並びにその根拠となる物件及び文書が第57条第4項に示す一覧表と共に提出されたものとみなされる。文書の原本及び上記に示す添付書類は、速やかに、登録所に対して送付される。
2. 文書が誰かに対して送達または送付されることを前条が求める場合、その送達または送付は、裁判所及び受領者に利用可能なテレファクスまたはそれ以外の電子的な通信手段による文書の副本の送信によって効力を発生させることができる。

第3章 緊急先決裁定手続

第107条 緊急先決裁定手続の適用範囲

1. 欧州連合の機能に関する条約の第3部第5款に包摂される分野における1または複数の質問を生じさせる先決裁定を求める照会は、照会元である裁判所または法廷の求めにより、または、とりわけ、裁判所の職権により、この規則からの特例である緊急手続に基づいて、これを取り扱うことができる。
2. 照会元である裁判所または法廷は、緊急性を証明し及びその例外手続の適用を正当化する事実上及び法律上の事柄を設定し、かつ、可能な限り、照会した質問に対して提案する回答を指示する。
3. 照会元である裁判所または法廷が、緊急手続の適用を求める申立書を送付しなかった場合、裁判所長官は、その手続の適用が求められているように一応見える場合には、その手続に基づいてその照会を取り扱う必要があるか否かを検討することを、第108条に示す小法廷に求めることができる。

第108条 緊急性に関する裁判

1. 先決裁定を求める照会を緊急手続に基づいて取り扱うための裁判は、予審判事からの提案に従い、かつ、独立弁論官の意見を聴取した後に行動する指定された小法廷によって行われる。その小法廷の構成は、緊急手続の適用が照会元である裁判所もしくは法廷からの要請による場合にはその予審判事に対してその事件が配点された日、または、その手続の適用が裁判所長官の求めにより判断される場合にはその要請が行われた日に、第28条第2項に従って、決定される。
2. その事件が、指定された小法廷の構成員ではない予審判事に配点された係属中の事件と関係するものである場合、その小法廷は、裁判所長官に対し、その事件を当該予審判事に配点することを提案することができる。その事件が当該予審判事に回付となる場合、彼を含む5判事小法廷は、当該事件に関し、指定された小法廷の職務を行う。第29条第1項が適用される。

第109条 緊急手続の書面審理部分

1. 先決裁定を求める申立書は、照会元の裁判所もしくは法廷が緊急手続の適用を要請した場合、または、長官が指定された小法廷に対してその手続に基づいてその照会を取り扱う必要があるか否かの検討を要請した場合には、記録官によって、基本事件の当事者、照会が行われた構成国、欧州委員会、及び、その有効性もしくは解釈が争われている法令を採択した機関に対し、直ちに送達される。
2. 先決裁定を求める照会を緊急手続に基づいて取り扱うべきか否かに関する裁判書は、照会元である裁判所もしくは法廷、当事者、構成国、及び、前項に示す機関に対し、速やかに送達される。その照会を緊急手続に基づいて取り扱うこととする裁判は、それらの当事者または機関が、事件陳述書または意見書を提出することのできる期限を指定する。その裁判は、その事件

陳述書または意見書が言及しなければならない法律上の事項を指示することができ、かつ、それらの文書の長さの上限を指示することができる。

3. 先決裁定を求める申立てが、その照会が行われた構成国以外の構成国で行われた行政手続または司法手続に関するものであるときは、裁判所は、書面で、または、弁論期日において、関連する全ての状況を提供させるため、当該構成国を招請することができる。

4. 上記第1項に示す送達が生効を発生させたときは直ちに、先決裁定を求める申立書は、送達を受けた者以外の規程第23条に示す利害関係者に対しても送付され、また、先決裁定を求める照会を緊急手続に基づいて取り扱うか否かの裁判は、第2項に示す送達が生効を発生させたときは直ちに、それらの利害関係者に対して送付される。

5. 規程第23条に示す利害関係者は、可能な限り速やかに、弁論期日を開く可能性のある日についての連絡を受ける。

6. その照会が緊急手続に基づいて取り扱われない場合、その訴訟手続は、規程第23条の条項及びこの規則の適用可能な条項に従って、続行される。

第110条 書面審理部分終了後の送達及び連絡

1. 先決裁定を求める照会を緊急手続に基づいて取り扱われるべき場合、先決裁定を求める申立書並びに提出された事件陳述書または意見書は、第109条第1項に示す当事者及び組織以外の規程第23条に示す利害関係者に対して送達される。先決裁定を求める申立書は、第98条に従い、翻訳、それが適切なときは、要旨の翻訳を伴うものとする。

2. 提出された事件陳述書または意見書は、当事者及び第109条第1項に示すその他の利害関係者にも送達される。

3. 弁論の期日は、前各項に示す文書が送達されるのと同時に、規程第23条に示す利害関係者に対して連絡される。

第111条 訴訟手続の書面審理部分の省略

指定された小法廷は、特に緊急を要する事件においては、第109条第2項に示す訴訟手続の書面審理部分を省略する決定をすることができる。

第112条 実体に関する裁判

指定された小法廷は、独立弁論官の意見を聴取した後、判決をする。

第113条 裁判所の構成

1. 指定される小法廷は、3人の判事の構成とすることができる。この場合、その裁判体は、第108条第1項に従って指定された小法廷の構成が決定される日に、指定された小法廷の総括者、予審判事及び第1順位の判事で構成され、または、事案により、第28条第2項に示す名簿から指名される2名の第1順位の判事で構成される。

2. 指定された小法廷は、裁判所に対し、その事件を、より多くの数の判事で構成される裁判体に回付することを求めることができる。緊急手続は、それが必要なときは、訴訟手続の弁論部分の再開の後、新たな構成の裁判所で続行される。

第 114 条 手続文書の送信

手続文書は、第 106 条に従って送信される。

第 4 章 訴訟救助

第 115 条 訴訟救助の申立て

1. 裁判所の訴訟費用の全部または一部を支払うことができない基本事件の当事者は、いつでも、訴訟救助を求める申立てをすることができる。
2. 申立書には、彼の財産状態を証明する職務権限を有する国内機関から発行される証明書のような、申立人の財産状態を評価することのできる情報及び関係書類を添えるものとする。
3. 照会元である裁判所または法廷において申立人が既に訴訟救助を得ている場合、彼は、当該裁判所または法廷の裁判書を提出し、かつ、既に認められた金額が何に対して適用されるのかを明確にする。

第 116 条 訴訟救助の適用に関する裁判

1. 訴訟救助の申立書が提出されたときは直ちに、長官によって、その申立てが行われた過程にある事件に職責を負う予審判事に対し、その件が配点される。
2. その全部または一部について訴訟救助を与える裁判、または、それを拒否する裁判は、予審判事の提案に基づき、かつ、独立弁論官の意見を聴取した後、その予審判事が配属されている 3 判事小法廷によって行われる。その場合におけるその裁判所の裁判体は、その予審判事からその小法廷に訴訟救助の申立てが提起される日に、当該小法廷の総括者、予審判事及び第 1 順位の判事で構成され、または、事案により、第 28 条第 3 項に示す名簿から指名される 2 名の第 1 順位の判事で構成される。
3. その予審判事が 3 判事小法廷の構成員ではない場合、その裁判は、彼が配属されている 5 人小法廷により、同じ要件の下で行われる。その裁判所の裁判体は、その予審判事からその小法廷に訴訟救助の申立てが提起される日に、その予審判事に加え、第 28 条第 2 項に示す名簿から指名される 4 名の判事で構成される。
4. その裁判所の裁判体は、命令によって、その裁判を与える。訴訟救助を求める申立ての全部または一部が拒否される場合、その命令は、その拒否の理由を示す。

第 117 条 訴訟救助として支払われる金額

訴訟救助が与えられる場合、適用可能なときは、その構成の裁判所によって定められる限度

内で、裁判所の現金出納担当者は、裁判素におけるその申立人の補佐及び訴訟代理に含まれる費用の支出について職責を負う。申立人またはその訴訟代理人の請求により、それらの費用は、前払いされ得る。

第 118 条 訴訟救助の取消し

その救助が認めらることを導いた事情が訴訟手続の経過の中で変化した場合、訴訟救助を求める申立てに関する裁判を行った裁判所の裁判体は、いつでも、職権により、または、申立てにより、その訴訟救助を取消すことができる。

第 4 款 直接訴訟

第 1 章 当事者の訴訟代理

第 119 条 訴訟代理人を付すべき義務

1. 当事者は、彼の代理人または弁護士によってのみ、訴訟代理され得る。
2. 代理人及び弁護士は、登録所において、彼らが訴訟代理する当事者から発行された正式の文書または授權書類を提出しなければならない。
3. 当事者のために行動する弁護士は、登録所において、構成国の裁判所または EEA 協定の加盟国である別の構成国の裁判所において彼が実務に携わることを認める証明書も提出しなければならない。
4. これらの文書が提出されないときは、記録官は、当事者がそれらの文書を提出すべき合理的な期限を指定する。申立人が、指定された期限内に求められた文書を提出しないときは、裁判所は、予審判事及び独立弁論官の意見を聴取した後、その手続要件の違背により、その申立書または答弁書が方式上許容できないものとされるか否かを決定する。

第 2 章 訴訟手続の書面審理部分

第 120 条 申立書の内容

規程第 21 条に示す種類の申立書には、以下の事項を記載する：

- (a) 申立人の名前及び住所；
- (b) 申立てが行われる相手方当事者の名前；
- (c) 訴訟手続の対象、法律上の主張及び依拠する法的見解、並びに、これらの法律上の主張の要旨；
- (d) 申立人が求める裁判の構成；
- (e) それが適切なときは、提出または提供される証拠。

第 121 条 送達に関する情報提供

1. 訴訟手続の目的のために、申立書には、送達のための住所を示す。それは、送達を受ける権限をもち、かつ、送達を受ける意思を表示する者の名前を示す。
2. 第 1 項に示す送達のための住所の指定に加え、または、これに代えて、申立書には、テレファクスまたはそれ以外の技術的通信手段によって彼に対して送達の効果が発生することに弁護士または代理人が同意していることを記載することができる。
3. 申立書が第 1 項及び第 2 項に示す要件を遵守しない場合、その瑕疵が治癒されない限り、当該当事者の代理人または弁護士宛ての書留郵便によって、訴訟手続の目的のための関係当事者に対する全ての送達が効力を発生させる。そして、第 48 条からの特例により、送達は、裁判所の所在地にある郵便局にその書留郵便が投函されることによって、適正に効力を発生させたものとみなされる。

第 122 条 申立書への添付

1. それが適切なときは、申立書には、規程第 21 条第 2 項に定める文書を添付する。
2. TFEU 第 273 条に基づいて送付される申立書には、関係する構成国間で締結された特定の協定の副本を添付する。
3. 申立書が第 1 項及び第 2 項に示す要件を遵守しない場合、記録官は、申立人が上述の文書を提出すべき合理的な期限を指定する。申立人が申立書を補正しないときは、裁判所は、予審判事及び独立弁論官の意見を聴取した後、これらの要件の違背により、その申立書が方式上許容できないものとされるか否かを決定する。

第 123 条 申立書の送達

申立書は、被告に対して送達される。第 119 条第 4 項または第 122 条第 3 項が適用される事件においては、申立書が補正された時点、または、これら 2 つの条文に定める要件を遵守していなくても申立書が許容されることを裁判所が宣言した時点で、直ちに、その送達の効力を発生させる。

第 124 条 答弁書の内容

1. 彼が申立書の送達を受けてから 2 か月以内に、被告は、以下の事項を記述した答弁書を提出する：
 - (a) 被告の名前及び住所；
 - (b) 法律上の主張及び依拠する法的見解；
 - (c) 被告が求める裁判の構成；
 - (d) それが適切なときは、提出または提供される証拠。
2. 第 121 条は、答弁書に適用される。
3. 第 1 項に定める期限は、被告からの適正な理由を付した申立てに基づき、例外的なものとし

て、長官によって延長される。

第125条 文書の送付

欧州議会、理事会または欧州委員会が事件の当事者ではない場合、裁判所は、それらの機関に対し、TFEUの第277条に基づいてそれらの機関の法令のいずれかが不適用のものとされるか否かをそれらの機関が検討できるようにするため、それら添付される文書を除く申立書の副本及び答弁書の副本を送付する。

第126条 再主張及び再答弁

1. 訴訟手続を開始する申立書及び答弁書は、申立人からの再主張及び被告からの再答弁によって補充され得る。
2. 長官は、それらの手続文書が提出されるべき期限を指定する。彼は、再主張書または再答弁書が言及すべき事項を指示することができる。

第3章 法律上の主張及び証拠

第127条 法律上の主張

1. その訴訟手続の過程において明るみに出た法律上の事項または事実上の事項に基づくものでない限り、新たな法律上の主張を訴訟手続に中に入れることができない。
2. 法律上の主張の許容性に関して行われる判断を妨げることなく、長官は、予審判事の提案に基づき、かつ、独立弁論官の意見を聴取した後、その主張に対して他の当事者が答弁することのできる期限を指定することができる。

第128条 提出または提供される証拠

1. 再主張または再答弁の中で、当事者は、彼の主張と関連性のある別の証拠を提出または提供することができる。その当事者は、そのような証拠の提出遅延の理由を示さなければならない。
2. 当事者は、例外的に、訴訟手続の書面審理部分の終了後に別の証拠を提出または提供することができる。彼らは、そのような別の証拠の提出遅延の理由を示さなければならない。長官は、予審判事の提案に基づき、かつ、独立弁論官の意見を聴取した後、そのような証拠に関して他の当事者が意見書を提出することのできる期限を指定することができる。

第4章 訴訟参加

第129条 訴訟参加の対象及び効果

1. 訴訟参加は、当事者のいずれかによって求められた裁判の構成の全部または一部を支持す

るものに限定される。当事者に与えられる権利と同じ訴訟手続上の権利は与えられず、かつ、とりわけ、弁論期日を開くことを求める権利は与えられない。

2. 訴訟参加は、基本事件に付随するものとする。当事者による訴訟手続の取下げまたは放棄の結果として、もしくは、当事者間の合意の結果として、その事件が裁判所の登録簿から削除された場合、または、申立が許容されないと宣言された場合、その訴訟参加は、目的を失うことになる。

3. 訴訟参加人は、彼が訴訟参加した時点の訴訟状態のものとしてその事件を受け入れる。

4. 第130条に定める期限が経過した後ではあるが、第60条第4項に定める訴訟手続の弁論部分を開始する判断の前に行われた訴訟参加の申立ては、検討の対象とされ得る。この場合、長官がその訴訟参加を認めるときは、その訴訟参加人は、もし弁論期日が開かれるときは、弁論期日の間に彼の意見書を提出することができる。

第130条 訴訟参加の申立て

1. 訴訟参加の申立書は、第21条第4項に示す告示の公表から6週間以内に提出されなければならない。

2. 訴訟参加申立書には、以下の事項を含める：

(a) 事件の表示；

(b) 基本事件当事者の表示；

(c) 訴訟参加人の名前及び住所；

(d) 訴訟参加人が訴訟参加の許可を求めるところにより支持する、求める裁判の構成；

(e) 規程第40条第2項または第3項によりその申立書が提出される場合、訴訟参加の権利を発生させる事情の記述。

3. 訴訟参加人は、規程第19条に従い、訴訟代理される。

4. この規則の第119条、第121条及び第122条が適用される。

第131条 訴訟参加申立てに関する裁判

1. 訴訟参加申立書は、その申立てに関し、彼らが書面または口頭による意見の機会を得る目的のために、当事者に対して送達される。

2. 規程第40条第1項または第3項によりその申立書が提出される場合、その訴訟参加は、長官の裁判により認められ、また、その訴訟参加人は、その当事者が第1項に示す送達が効力を発生させた後10日以内に訴訟参加の申立てに関する意見書を提出しない限り、または、秘密または機密の物件もしくは文書がその中にあることを指摘し、それが訴訟参加人に送付されると当事者にとって不利益となるおそれがあると主張しない限り、当事者に対して送達された全ての手続文書の副本を受領する。

3. それ以外の場合、長官は、命令によって、その訴訟参加の申立てに関する判断をし、または、その申立を裁判所に回付する。

4. 訴訟参加の申立てが認められる場合、訴訟参加人は、当事者に送達された全ての手続文書の副本を受領する。ただし、それが適用可能なときは、秘密または機密の物件もしくは文書は、

第3項によるその送付から除外される。

第132条 陳述書の提出

1. 訴訟参加人は、前条に示す手続文書の提出後1か月以内に、訴訟参加陳述書を提出することができる。訴訟参加人からの適正な理由を付した申立てがあるときは、この期限は、長官により、延長され得る。
2. 訴訟参加陳述書は、以下の事項を含める：
 - (a) 当事者のいずれかによって求められる裁判の構成の全部または一部を支持して、訴訟参加者によって求められる裁判の構成；
 - (b) 訴訟参加人による法律上の主張及び依拠する法的見解；
 - (c) それが適切なときは、提出または提供される証拠。
3. 訴訟参加陳述書が提出された後、長官は、それが必要なときは、その陳述書に対して当事者が答弁することができる期限を指定する。

第5章 簡易訴訟手続

第133条 簡易訴訟手続と関連する裁判

1. 申立人または被告の申立てにより、裁判所長官は、その事件の性質が短期間内の取扱いを要する場合、予審判事及び独立弁論官の意見を聴取した後、この規則の条項からの特例により、事件を簡易訴訟手続によって審理することを決定することができる。
2. 簡易訴訟手続によってその事件が判断されることを求める申立書は、訴訟手続を開始する申立書、または、その場合に該当するときは、答弁書が提出されるのと同時に、別の文書を提出することによって行われる。
3. 例外として、長官は、職権により、当事者、予審判事及び独立弁論官の意見を聴取した後、その決定を行うことができる。

第134条 訴訟手続の書面審理部分

1. 簡易訴訟手続に基づき、手続を開始する申立書及び答弁書は、長官が、予審判事及び独立弁論官の意見を聴取した後、それが必要であると判断した場合においてのみ、再主張及び再答弁により補充され得る。
2. 訴訟参加人は、長官が、予審判事及び独立弁論官の意見を聴取した後、それが必要であると判断した場合においてのみ、参加陳述書を提出することができる。

第135条 訴訟手続の弁論部分

1. 答弁書が提出された場合、または、その事件を簡易訴訟手続によるものと判断する決定が、答弁書が提出された後まで行われなかった場合において、その決定が行われたときは、長官は、

その弁論のための期日を指定する。その指定は、直ちに、当事者に通知される。証拠調べ措置を実施する必要がある場合、または、手続整理措置がそのように求める場合には、彼は、その弁論期日を延期することができる。

2. 第127条及び第128条を妨げることなく、当事者は、訴訟手続の弁論部分の間、彼の主張を補充し、証拠を提出または提供することができる。

第136条 実体に関する裁判

裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、判決を言い渡す。

第6章 訴訟費用

第137条 訴訟費用に関する裁判

訴訟費用に関する裁判は、その訴訟手続を終了させる判決または命令の中で与えられる。

第138条 訴訟費用の分配に関する一般規則

1. 勝訴当事者の主張書面の中でそれが申立てられていた場合、敗訴当事者は、訴訟費用の支払いを命じられる。
2. 複数の敗訴当事者がある場合、裁判所は、その訴訟費用がどのように分担されるかを決定する。
3. 各当事者が、一部勝訴であり、かつ、一部敗訴の場合、その当事者らは、各自の訴訟費用を負担する。しかしながら、裁判所は、その事件の事情において明らかに正当化される場合、その当事者自身の訴訟費用負担に加え、他の当事者の訴訟費用負担部分の支払いを命ずることができる。

第139条 不合理または濫用の訴訟費用

裁判所は、勝訴の場合であっても、当事者に対し、当該当事者が相手方当事者に対して不合理または濫用的にそれを負担させたと裁判所が判断する訴訟費用額の支払いを命ずることができる。

第140条 訴訟参加人の訴訟費用

1. 訴訟手続に訴訟参加した構成国及び機関は、各自の訴訟費用を負担する。
2. 構成国以外の国であって、EEA協定の加盟国であり、かつ、EFTA監視機関の加盟国でもある国は、同様に、その国がその訴訟手続に訴訟参加した場合、その国自身の訴訟費用を負担する。
3. 裁判所は、前各項に示す訴訟参加人以外の訴訟参加人に対し、彼自身の訴訟費用の負

担を命ずることができる。

第141条 取下げまたは放棄の場合の訴訟費用

1. 訴訟手続を取下げ、または、放棄した当事者は、その取下げに関する相手方当事者の意見書の中で求められていた場合、その訴訟費用の支払いを命じられる。
2. しかしながら、訴訟手続の取下げまたは放棄をする当事者の申立てにより、相手方当事者の行動によって明らかに正当化される場合には、その訴訟費用は、相手方当事者の負担となる。
3. 当事者が訴訟費用に関する合意を締結したときは、訴訟費用に関する裁判は、その合意に従う。
4. 訴訟費用に関する申立てがない場合、当事者は、各自の訴訟費用を負担する。

第142条 判決に至らなかった事件の訴訟費用

事件が判決に至らなかった場合、その訴訟費用は、裁判所の裁量による。

第143条 訴訟手続の訴訟費用

裁判所における訴訟手続は、以下の場合を除き、無料とする：

- (a) 当事者が裁判所に対して避けることのできる費用の負担を生じさせた場合、裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、その当事者に対し、その費用の償還を命ずる；
- (b) 当事者の求めによって謄写または翻訳の業務が行われた場合、その費用は、記録官が過剰であると判断する限り、第22条に示す登録所の料金額の範囲内で、当該当事者から支払われる。

第144条 弁償され得る訴訟費用

前条を妨げることなく、以下のものは弁償され得る訴訟費用とみなされる：

- (a) この規則の第73条に基づき証人または鑑定人に支払われ得る金額；
- (b) 訴訟手続の目的のために、当事者によって必要的に負担された支出、とりわけ、代理人、補佐人または弁護士の旅費及び滞在費並びに報酬。

第145条 弁償される訴訟費用に関する紛争

1. 弁償される訴訟費用に関する紛争がある場合、その事件を取り扱った予審判事が配属されている3判事小法廷は、関係する当事者の申立てにより、かつ、相手方当事者及び独立弁論官の意見を聴取した後、命令を行う。この場合、裁判所の裁判体は、その予審判事によってその小法廷に紛争が提起される日に、当該小法廷の総括者、その予審判事及び第1順位の判事、または、事案により、第28条第3項に示す名簿から指名される2名の第1順位の判事で構成される。

2. その予審判事が3判事小法廷の構成員ではない場合、その裁判は、彼が配属されている5人小法廷により、同じ要件の下で行われる。その裁判所の裁判体は、その予審判事からその小法廷にその紛争の申立てが提起される日に、その予審判事に加え、第28条第2項に示す名簿から指名される4名の判事で構成される。
3. 当事者は、執行の目的のために、命令書の認証のある正本を求める申立てをすることができる。

第146条 支払手続

1. 裁判所の現金出納担当者からの金額及びその債務者からの金額は、ユーロで支払われる。
2. 弁償される訴訟費用がユーロ以外の通貨で負担された場合、または、支払が完了する手続がユーロを通貨としない国において行われた場合、その換算は、支払日における欧州中央銀行の公式為替レートによるものとする。

第7章 和解、取下げ、訴訟終了宣言

第147条 和解

1. 裁判所がその裁判を与える前に、当事者が彼らの紛争の解決に至り、彼らの請求の放棄を裁判所に連絡したときは、長官は、その事件が登録簿から削除されることを命じ、かつ、その事柄に関して当事者から行われた提案を考慮した上で、第141条に従い、訴訟費用に関する裁判を与える。
2. この条項は、TFEU第263条及びTFEU第265条に基づく訴訟事件には適用されない。

第148条 取下げ

申立人が、裁判所に対し、書面により、または、弁論期日において、その訴訟手続を取り下げる意思を連絡したときは、長官は、その事件が登録簿から削除されることを命じ、かつ、第141条に従い、訴訟費用に関する裁判を与える。

第149条 訴訟終了宣言

その訴訟が目的を失うことになったこと、及び、その事件について裁判をする必要がなくなったことを裁判所が宣言する場合、裁判所は、いつでも、予審判事の提案に基づき、かつ独立弁論官の意見を聴取した後、職権により、理由を付した命令によって結論を示すことを決定することができる。裁判所は、訴訟費用に関する裁判を与える。

第150条 事件進行上の絶対的障害事由

予審判事の提案に基づき、裁判所は、いつでも、職権により、当事者及び独立弁論官の意

見を聴取した後、事件について審理を進める上での絶対的な障害事由が存在するか否かに関し、理由を付した命令により結論を示すことを決定することができる。

第151条 先決的抗弁及び先決問題

1. 先決的抗弁または先決問題に関し、その事件の実体に関する審理を進めない裁判を裁判所に求める申立てをする当事者は、別の文書によって、その申立書を提出する。
2. その申立書には、法律上の主張及び依拠する法的見解並びに申立人が求める裁判の構成を記載しなければならない；申立書には、その主張と関連性のある全ての物件及び文書が添付されなければならない。
3. 申立書が提出された後、直ちに、長官は、相手方当事者が、彼の法律上の主張及び彼が求める裁判の構成を、書面により、提出することができる期限を指定する。
4. 裁判所が別異に定めない限り、その申立てに関する訴訟手続の期日通知は、口頭のものとする。
5. 裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、可能な限り速やかにその申立てに関して判断し、または、特別の事情によってそのようにすることが正当化されるときは、その事件に実体に関する判決があるまで、その裁判を保留する。
6. 裁判所がその申立てを却下する場合、または、その裁判を保留する場合、長官は、訴訟手続において更に審理を進めるための新たな期限を指定する。

第8章 欠席判決

第152条 欠席判決

1. 訴訟手続を開始する申立書の適正な送達を受けた被告が、適正な方式で、かつ、指定された期限内に答弁しない場合、申立人は、裁判所に対し、欠席判決を求める申立てをすることができる。
2. 欠席判決を求める申立書は、被告に対して送達される。裁判所は、その申立てに関し、訴訟手続の弁論部分の期日を開き、判断することができる。
3. 欠席判決を与える前に、裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、訴訟を開始する申立てが許容されるものであるか否か、適切な方式が遵守されたか否か、及び、申立人の請求に理由があるように見えるか否かについて検討する。裁判所は、手続整理措置を採用し、または、証拠調べの措置を命ずることができる。
4. 欠席判決は、執行力をもつ。しかしながら、裁判所は、その判決を破棄するために、裁判所が第156条に基づく申立てに関する裁判を与えるまで、執行停止を与えることができ、または、その判決の執行について、事情に照らして定められる額及び性質の担保提供を条件とすることができる；この担保は、そのような申立てが行われない場合、または、その申立てが却下となる場合には、解放される。

第9章 判決及び命令に関する請求及び申立て

第153条 権限のある裁判所構成

1. 第159条に示す申立ての例外を除き、本章に示す請求及び申立ては、その請求または申立てと関連する事件について職責を負う予審判事に配点され、かつ、その事件において裁判を与える裁判所の裁判体に配点される。
2. その予審判事が執務できないときは、裁判所長官は、本章に示す請求または申立てを、その申請または申立てと関連する事件について裁判を与える裁判所の裁判体の構成員である判事に配点する。
3. 規程第17条に示す定足数に達することができないときは、裁判所は、予審判事の提案に基づき、独立弁論官の意見を聴取した後、その請求または申立てを、裁判所の新たな裁判体に配点する。

第154条 更正

1. 判決及び命令の解釈に関連する条項を妨げることなく、事務的な誤り、違算及び明白な誤記は、職権により、または、判決の言渡しの日または命令書の送達後2週間以内に行われる当事者の申立てにより、裁判所によって訂正され得る。
2. 訂正の申立てが本文と関係する場合、または、本文のための必要な支持を構成する根拠の1つである場合、記録官が適正に連絡する当事者は、長官によって指定された期限内に、書面による意見書を提出することができる。
3. 裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、その判断を行う。
4. 更正命令書の原本は、訂正された裁判書の原本に添付される。訂正される裁判書の原本の余白に、この更正命令の付記が行われる。

第155条 言渡しの誤り

1. 裁判所が、特定の主文または訴訟費用に関して言渡しを脱漏した場合、その判決に依拠することを望む当事者は、一般裁判所に対し、その裁判の補充を申立てることができる。
2. その申立書は、相手方当事者に対して送達され、長官は、当該当事者が意見書を提出することができる期限を指定する。
3. それらの意見書が提出された後、裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、その申立ての許容性及び実体の両者に関し、判断する。

第156条 破棄の申立て

1. 規程第41条により、欠席判決の破棄を求める申立てを行うことができる。
2. 判決を破棄する申立書は、判決の送達の日から1か月以内に作成されなければならない、か

つ、この規則の第120条ないし第122条に定める方式により提出されなければならない。

3. 申立書が送達された後、長官は、他の当事者が意見書を提出することができる期限を指定する。

4. 訴訟手続は、この規則の第59条ないし第92条に従って行われる。

5. 裁判所は、破棄され得ない判決によって裁判する。

6. この判決の原本は、その欠席判決の原本に添付される。欠席判決の原本の余白に、破棄の申立てに関する判決が付記される。

第157条 第三者異議訴訟手続

1. この規則の第120条ないし第122条は、規程第42条により第三者異議訴訟手続の開始を行う申立てに適用される。これに加え、その申立書は：

(a) 効力を争う判決または命令を示し；

(b) 効力を争う裁判がどのようにその第三者の権利を妨げているかを記述し；

(c) 元の事件においてその第三者が参加できなかった理由を示すものとする。

2. その申立ては、元の事件の全ての当事者を相手方として行われなければならない。

3. 申立書は、EU官報上でその裁判が公示された後2か月以内に提出されなければならない。

4. 裁判所は、その第三者からの申立てに基づき、効力が争われる裁判の執行停止を命ずることができる。本款の第10章の条項が適用される。

5. 効力を争われる裁判は、その第三者の主張が認められる部分に関しては変更される。

6. 第三者異議訴訟手続における判決の原本は、効力を争う判決の原本に添付される。効力を争う判決の原本の余白に、第三者異議訴訟手続における判決が付記される。

第158条 解釈

1. 規程第43条に従い、判決または命令の意味または適用範囲に疑義がある場合、裁判所は、当事者、または、その利益を証明する欧州連合の機関からの申立てに基づき、その判決または命令を解釈する。

2. 解釈を求める申立ては、判決の言渡しの日または命令の送達の日から2年以内に行われなければならない。

3. 解釈を求める申立書は、この規則の第120条ないし第122条に従って作成される。これに加え、その申立書は、以下の事項を示す：

(a) 当の裁判；

(b) 解釈を求める文言。

4. その申立ては、解釈が求められている裁判が与えられた事件の全ての当事者を相手方としなければならない。

5. 裁判所は、当事者に対して彼らの意見書を提出する機会を与えた後、かつ、独立弁論官の意見を聴取した後、その裁判を与える。

6. 解釈裁判書の原本は、解釈された裁判書の原本に添付される。解釈された裁判書の原本の余白に、解釈裁判が付記される。

第159条 再審

1. 規程第44条に従い、裁判所の裁判の再審を求める申立ては、決定的な要因となるような性質をもつ事実であって、かつ、判決の言渡し時または命令の送達時には裁判所にも再審を求める当事者にも知られていなかった事実の発見に基づいてのみ、それを行うことができる。
2. 規程第44条第3項に定める10年の期限を妨げることなく、再審の申立ては、その申立ての根拠とする事実を申立人が認識した日から3か月以内に行われる。
3. この規則の第120条ないし第122条が再審の申立てに適用される。これに加えて、その申立書は：
 - (a) 効力を争う判決または命令を示し；
 - (b) 裁判の効力が争われる点を表示し；
 - (c) 申立てが根拠とする事実を記述し；
 - (d) 再審を正当なものとする事実が存在すること、及び、第2項に定める期限が尊重されたことを証明するための証拠の性質を表示するものとする。
4. 再審の申立ては、効力を争う裁判が与えられた事件の全ての当事者を相手方としなければならない。
5. 実体に関する裁判所の判断を妨げることなく、裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、当事者の意見書を考慮に入れた上で、命令の形式により、その申立ての許容性に関する裁判を与える。
6. 裁判所が、その申立ての許容性を宣言する場合、裁判所は、申立ての実体を判断する手続を進め、そして、この規則に従い、判決の方式により、その裁判を与える。
7. 再審裁判書の原本は、再審された裁判書の原本に添付される。再審された裁判書の原本の余白に、再審裁判が付記される。

第10章 執行停止及びその他の仮措置

第160条 執行停止または仮措置の申立て

1. TFEU第278条またはTEAEC第157条により行われる、機関によって採択された措置の執行停止の申立ては、申立人が、当該措置を、裁判所に係属中の訴訟事件において争う場合においてのみ、許容される。
2. TFEU第279条に示すその他の仮措置のいずれかの採択を求める申立ては、基本当事者によって、一般裁判所に係属中の事件について、その事件と関係して行われる場合においてのみ、認められ得る。
3. 前各項に示す種類の申立書は、訴訟の対象、緊急性を生じさせている事情、仮措置の適用を求める勝訴の見込みのある事件 (*prima facie case*) であることを確立する事実上の主張及び法律上の主張を記述する。
4. 申立書は、別の文書により、かつ、この規則の第120条ないし第122条の条項に従って作成される。

5. 申立書は、相手方当事者に対して送達され、そして、長官は、当該当事者が、書面により、または、口頭により、意見を提出することができる短い期限を指定する。
6. 長官は、予審による証拠調べを命ずることができる。
7. 長官は、相手方当事者の意見書が提出される前であっても、その申立てを認めることができる。この判断は、いずれかの当事者からの申立てがなくても、申立てがなくても、変更され、または、取消され得る。

第 161 条 申立てに関する裁判

1. 長官は、彼自身でその申立てに関する裁判をし、または、その申立てを直ちに裁判所に回付する。
2. 長官は、この規則の第 10 条及び第 13 条が適用される場合には、除斥となる。
3. 申立てが裁判所に回付される場合、裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、直ちにその裁判を与える。

第 162 条 執行停止命令または仮措置

1. 申立てに関する裁判は、理由を付した命令の方式とし、不服申立てできない。その命令は、直ちに、当事者に対して送達される。
2. その命令の執行は、事情に照らしてその額及び性質が定められる担保の提供を条件とすることができる。
3. その命令がその仮措置の失効の日を定めている場合を除き、その措置は、訴訟手続を終了させる判決が言い渡される時に失効する。
4. この命令は、暫定的な効果のみをもち、かつ、事件の実体に関する裁判所の判断を妨げない。

第 163 条 事情の変更

当事者の申立てに基づき、その命令は、事情の変更を考慮に入れ、いつでも、変更され、または、取消され得る。

第 164 条 新たな申立て

仮措置を求める申立ての却下は、当事者が新たな事実関係に基づいて別の申立てを行うことの障害とならない。

第 165 条 TFEU 第 280 条及び第 299 条並びに TEAEC 第 164 条による申立て

1. 本章の条項は、TFEU 第 280 条及び TFEU 第 299 条または TEAEC 第 164 条によって提出された、裁判所の裁判の執行停止を求める申立て、または、理事会、欧州委員会もしくは欧州中央銀行によって採択された措置の執行停止を求める申立てに適用される。

2. 申立てを認める命令は、それが適切なときは、仮措置が失効する日を定める。

第 166 条 TEAEC 第 81 条による申立て

1. TEAEC 第 81 条第 3 項及び第 4 項に示す種類の申立書は、以下の事項を含める：

- (a) 調査される個人または事業者の名前及び住所；
- (b) 何が調査されるのか、及び、調査の目的に関する表示。

2. 長官は、命令の形式により、彼の裁判を与える。この規則の第 162 条が適用される。

3. 長官が除斥となる場合、この規則の第 10 条及び第 13 条が適用される。

第 5 款 一般裁判所の裁判に対する控訴

第 1 章 控訴状の方式及び内容、求める裁判の構成

第 167 条 控訴状の提出

1. 控訴は、司法裁判所の登録所または一般裁判所の登録所に申立書を提出することによって、提起される。

2. 一般裁判所の登録所は、司法裁判所の登録所に対し、直ちに、第 1 審事件の記録、及び、それが必要なときは、控訴の記録を送付する。

第 168 条 控訴状の内容

1. 控訴状には、以下の事項を含める：

- (a) 控訴人の名前及び住所；
- (b) 控訴する一般裁判所の裁判の参照；
- (c) 一般裁判所に係属していた関連事件の他の当事者の名前；
- (d) 法律上の主張及び依拠する法的見解、これらの法律上の主張の要旨；
- (e) 控訴人が求める裁判の構成。

2. 第 119 条、第 121 条及び第 122 条第 1 項は、控訴に適用される。

3. 控訴状には、控訴の対象とする裁判書が控訴人に送達された日付を記載する。

4. 控訴状が本条第 1 項ないし第 3 項を遵守しない場合、記録官は、控訴人が控訴状を補正すべき合理的な期限を指定する。控訴人が、指定された期限内に控訴状を補正しない場合、欧州司法裁判所は、予審判事及び独立弁論官の意見を聴取した後、その形式要件の違背によりその控訴が法的に許容性のないものとされるか否かを判断する。

第 169 条 求める裁判の構成、法律上の主張及び控訴における主張

1. 控訴は、当該裁判の本文に示されるものとしての一般裁判所の裁判の全部または一部が破棄されることを求めるものとする。

2. 法律上の主張及び依拠する法的見解は、争われる一般裁判所の裁判の判断理由中にあるそれらの点を正確に特定して主張するものとする。

第 170 条 控訴が認められる場合に求める裁判の構成

1. 控訴は、それが十分に要件を満たすものであると宣言される場合、その全部または一部において第 1 審において求められた裁判の構成を求めるものとし、異なる裁判の構成を求めることができない。一般裁判所に提起された訴訟の対象は、控訴審において変更できない。
2. 控訴された裁判が破棄される場合、一般裁判所に差し戻されるべきことを控訴人が求める場合、彼は、訴訟手続の状態が司法裁判所による裁判を許容しないことの理由を示す。

第 2 章 答弁書、再主張書、再答弁書

第 171 条 控訴状の送達

1. 控訴状は、一般裁判所に提起された関連事件の他の当事者に対して送達される。
2. この規則の第 168 条第 4 項が適用される場合、控訴状が補正された時点、または、司法裁判所が、同条に定める形式要件を遵守していなくてもそれが許容されることを宣言した時点で、直ちに、その効力を発生させる。

第 172 条 答弁書の提出が認められる当事者

一般裁判所に係属した関連事件の当事者であって、その控訴が認容または棄却されることに利益のある者は、彼に対する控訴状の送達後 2 か月以内に、答弁書を提出することができる。答弁書を提出すべき期間は、延長できない。

第 173 条 答弁書の内容

1. 答弁書には、以下の事項を含める：
 - (a) それを提出する者の名前及び住所；
 - (b) 控訴状が彼に送達された日付；
 - (c) 法律上の主張及び依拠する法的見解；
 - (d) 求める裁判の構成。
2. この規則の第 119 条及び第 121 条は、答弁書に適用される。

第 174 条 答弁書において求める裁判の構成

答弁書は、その控訴が、その全部または一部において、認容または棄却されることを求めるものとする。

第175条 再主張及び再答弁

1. 控訴状及び答弁書は、長官が、答弁書の送達後7日以内に控訴人から提出された適正な理由を付した申立書に基づき、予審判事及び独立弁論官の意見を聴取した後、とりわけ、答弁書内で主張された許容性がないとの主張または新たな事柄に関する彼の見解を控訴人が示すことができるようにすることが必要性であると判断した場合に限り、これを補充することができる。
2. 長官は、再主張書が提出されるべき日を定め、そして、その主張書面が提出されたときは、再答弁書を提出すべき日を定める。彼は、页数及びそれらの主張書面の対象事項を制限することができる。

第3章 付帯控訴状の方式及び内容、並びに、求める裁判の構成

第176条 付帯控訴

1. この規則の第172条に示す当事者は、答弁書の提出のために定められるのと同じ期限内に、付帯控訴状を提出することができる。
2. 付帯控訴は、答弁書とは別の文書によって提起することができる。

第177条 付帯控訴状の内容

1. 付帯控訴状には、以下の事項を含める：
 - (a) 付帯控訴を提起する当事者の名前及び住所；
 - (b) 控訴状が彼に送達された日付；
 - (c) 法律上の主張及び依拠する法的見解；
 - (d) 求める裁判の構成。
2. この規則の第119条、第121条並びに第122条第1項及び第3項は、付帯控訴に適用される。

第178条 付帯控訴状に含められる求める裁判の構成、法律上の主張及び法的見解

1. 付帯控訴は、一般裁判所の裁判の全部または一部が破棄されることを求めるものとする。
2. 付帯控訴は、一般裁判所に係属した訴訟の許容性に関する明示または黙示の判断が破棄されることを求めるものとすることもできる。
3. 法律上の主張及び依拠する法的見解は、争われる一般裁判所の裁判の判断理由中にあるそれらの点を正確に特定して主張するものとする。この法律上の主張及び依拠する法的見解は、答弁書の中において主張される法律上の主張及び依拠する法的見解とは別のものとされなければならない。

第4章 付帯控訴における答弁

第179条 付帯控訴に対する答弁書

一般裁判所に係属した関連事件の第1審原告またはそれ以外の当事者であって、その付帯控訴が認容または棄却されることに利害のある者は、彼に対する付帯控訴状の送達後2か月以内に、当該付帯控訴の中で主張されている法律上の主張に限定して、答弁書を提出することができる。この期間は、延長できない。

第180条 付帯控訴に関する再主張及び再答弁

1. 付帯控訴状及びその答弁書は、長官が、その付帯控訴に対する答弁書の送達後7日以内に付帯控訴人から提出された適正な理由を付した申立書に基づき、予審判事及び独立弁論官の意見を聴取した後、とりわけ、許容性がないとの主張に関し、または、付帯控訴に対する答弁書内で主張された新たな事柄に関し、その当事者が彼の見解を示すことができるようにする必要があると判断した場合に限り、これを補充することができる。
2. 長官は、再主張書が提出されるべき日を定め、そして、その主張書面の提出に基づき、再答弁書を提出すべき日を定める。彼は、页数及びそれらの主張書面の対象事項を制限することができる。

第5章 命令による控訴の決定

第181条 明らかに許容性のないまたは明らかに理由のない控訴または付帯控訴

控訴または付帯控訴の全部または一部が、明らかに許容性のないものである場合、または、明らかに理由のないものである場合、裁判所は、いつでも、予審判事の提案に従い、独立弁論官の意見を聴取した後、理由を付した命令により、当該控訴または付帯控訴の全部または一部を棄却する裁判をすることができる。

第182条 明らかに理由のある控訴または付帯控訴

裁判所が、控訴または付帯控訴の中の主張によって提起された法律上の争点と同じ1または複数の法律上の争点に関して既に判断を示したことがあり、かつ、その控訴または付帯控訴が明らかに理由のあるものであると判断する場合、裁判所は、予審判事の提案に従い、かつ、当事者及び独立弁論官の意見を聴取した後、その命令の中で適切な判例法への参照を行う理由を付した命令により、その控訴または付帯控訴が明らかに理由のあるものであることを宣言する裁判をすることができる。

第6章 登録簿からの控訴の削除の付帯控訴への影響

第183条 控訴の取下げまたは明らかに許容されない控訴の付帯控訴への影響

以下の場合においては、付帯控訴は、目的を失ったものとみなされる：

- (a) 控訴人が彼の控訴を取り下げた場合；
- (b) 控訴状を提出すべき期限の不遵守のために、その控訴が明らかに許容性のないものであると宣言された場合；
- (c) その控訴が、一般裁判所の終局判決に対して行われたものではない、または、第56条第1項の意味における、実体上の問題の部分のみの判断をする裁判、もしくは、裁判管轄権がないとの答弁もしくは規程許容性がないとの答弁に関する手続上の問題の判断をする裁判に対して行われたものではない、という理由のみに基づき、その控訴が明らかに許容性のないものであると宣言された場合。

第7章 控訴審における訴訟費用及び訴訟救助

第184条 控訴審における訴訟費用

1. 以下の各項に従い、一般裁判所の裁判に対する控訴に関する司法裁判所に係属する訴訟手続には、この規則の第137条ないし第146条がそれぞれ準用して適用される。
2. 控訴に理由がない場合、または、控訴に理由がある場合であって、かつ、その事件について、裁判所が終局判決を自判する場合、裁判所は、訴訟費用に関する裁判を行う。
3. 一般裁判所に係属中の訴訟手続に参加しなかった構成国または欧州連合の機関によって提起された控訴に理由がある場合、司法裁判所は、当事者が訴訟費用を分担することを命ずることができ、または、敗訴当事者に生じた訴訟費用を勝訴控訴人が支払うことを命ずることができる。
4. その控訴が、第1審における訴訟参加人によって提起されたものではない場合、司法裁判所における訴訟手続の書面審理部分または弁論部分に彼が参加したのでない限り、彼は、控訴審における訴訟費用を支払うことを命じられることがない。第1審における訴訟参加人が控訴審の訴訟手続に参加する場合、裁判所は、彼に対して、彼自身の訴訟費用の負担することを決定することができる。

第185条 訴訟救助

1. 訴訟手続の費用を支弁することのできない当事者は、いつでも、訴訟救助を申立てることができる。
2. 申立書には、彼の財産状態を証明する職務権限を有する国内機関から発行される証明書のような、申立人の財産状態を評価できるようにする情報及び関係書類を添付する。

第186条 訴訟救助の事前申立て

1. 訴訟救助を求める申立人が開始を予定している控訴の前に、その申立を行う場合、その申立書には、控訴の対象を簡潔に記述する。
2. 訴訟救助の申立ては、弁護士を介して行われることを要しない。
3. 訴訟救助の申立があると、当該申立てを行った者との関係においては、当該申立てに関する裁判が行う命令の送達の日までは、控訴の提起のために指定された期限の進行を停止させる。
4. 長官は、それが申立てられたときは直ちに、その訴訟救助の申立てを1名の予審判事に配点し、その予審判事は、速やかに、その件について行われるべき行動に関する提案を行う。

第187条 訴訟救助の適用に関する裁判

1. 訴訟救助の全部もしくは一部を与える裁判、または、それを拒否する裁判は、予審判事の提案に基づき、かつ、独立弁論官の意見を聴取した後、その予審判事が配置されている3判事小法廷によって行われる。この場合、裁判所の裁判体は、その予審判事によってその小法廷に訴訟救助の申立てが提起される日に、当該小法廷の総括者、その予審判事及び第1順位の判事、または、事案により、第28条第3項に示す名簿から指名される2名の第1順位の判事で構成される。その小法廷は、それが適切なときは、その控訴が明らかに理由のないものであるか否かを検討する。
2. その予審判事が3判事小法廷の構成員ではない場合、その裁判は、彼が配属されている5人小法廷により、同じ要件の下で行われる。その裁判所の裁判体は、その予審判事からその小法廷にその訴訟救助の申立てが提起される日に、その予審判事に加え、第28条第2項に示す名簿から指名される4名の判事で構成される。
3. その裁判所の裁判体は、命令により、その裁判を与える。訴訟救助の申立ての全部または一部が拒否される場合、その命令は、その拒否の理由を述べる。

第188条 訴訟救助としての前払金

1. 訴訟救助が与えられる場合、裁判所の現金出納担当者は、その裁判所の裁判体によって定められる限度内で適用可能なときは、裁判所における申立人の補佐人及び訴訟代理人と関連する費用について、職責を負う。申立人または彼の訴訟代理人の請求があるときは、それらの訴訟費用の前払金を支払うことができる。
2. 裁判所の訴訟費用に関する裁判の中で、裁判所は、現金出納担当者に対し、訴訟救助としての前払金の支払いを命ずることができる。
3. 記録官は、彼らに支払うことを命じられたそれらの前払金の償還を当事者から得るための手立てを講ずる。

第189条 訴訟救助の取消し

その救助が与えられることを導いた事情が訴訟手続の経過の中で変化した場合、訴訟救助

を求める申立てに関する裁判を与えた裁判所の裁判体は、いつでも、職権により、または、申立てにより、その訴訟救助を取消することができる。

第8章 控訴審で適用可能なその他の条項

第190条 控訴審で適用可能なその他の条項

1. この規則の第127条、第129条ないし第136条、第147条ないし第150条、第153条ないし第155条及び第157条は、一般裁判所の裁判に対する控訴に関し、司法裁判所における訴訟手続に適用される。
2. しかしながら、第130条第1項からの特例により、訴訟参加の申立ては、第21条第4項に示す告示の公示から1か月以内に行われるものとする。
3. 第95条は、一般裁判所の裁判に対する控訴に関し、司法裁判所における訴訟手続に準用して適用される。

第190条 a 手続規則第105条に従って一般裁判所に提出された情報または物件の取扱い

1. 一般裁判所手続規則第105条に従って主たる当事者から提出され、かつ、他の主たる当事者には提出されなかった情報または物件が採用された訴訟手続の一般裁判所の裁判に対して控訴が提起される場合、一般裁判所の登録所は、同条の第11項に示す決定に定める要件に基づき、当該情報または物件を司法裁判所が利用できるようにする。
2. 第1項に示す情報または物件は、司法裁判所に係属する訴訟手続の当事者に対しては、送付されない。
3. 司法裁判所は、第1項に示す情報または物件に含まれる秘密の事柄が、その訴訟手続を終了させる裁判の中で、または、独立弁論官の意見書の中で開示されないことを確保する。
4. 第1項に示す情報または物件は、事件が一般裁判所に差し戻される場合を除き、司法裁判所における手続を終了させる裁判が送達された後直ちに、それを一般裁判所に提出した当事者に対して返還される。後者の場合、関係する情報または物件は、第5項に示す決定に定める要件に基づき、再び、一般裁判所が利用できるようにされる。
5. 司法裁判所は、決定により、第1項に示す情報または物件を保護するための防護規則を採択する。その決定は、EU官報上で公示される。

第6款 一般裁判所の裁判の職権再審

第191条 職権再審小法廷

5 判事小法廷は、この規則の第193条及び第194条に従い、一般裁判所の裁判が規程第62条に従って職権再審されるべきか否かを判断する目的のために、1年の期間で、指定される。

第192条 職権再審され得る裁判の情報提供及び送付

1. TFEU の第 256 条第 2 項または第 3 条に基づいて与えられる裁判の言渡しまたは署名のための日が定められた後、直ちに、一般裁判所の登録所は、司法裁判所の登録所に対して、情報提供する。
2. その言渡しまたは署名の後、直ちに、その裁判書は、事件の記録について行われるのと同様に、司法裁判所の登録所に送付され、それは、直ちに、首席独立弁論官が利用できるようにされる。

第193条 控訴に基づいて与えられる裁判の職権再審

1. TFEU の第 256 条第 2 項に基づいて与えられた一般裁判所の裁判を職権再審するための首席独立弁論官の提案書は、司法裁判所長官及び職権再審小法廷の総括者に対して提出される。その提出の通知は、記録官に対し、同時に与えられる。
2. 提案書の存在について彼が連絡を受けた後直ちに、記録官は、一般裁判所における事件の記録を職権再審小法廷の構成員に提出する。
3. 職権再審の提案書を受領した後直ちに、裁判所長官は、職権再審小法廷の総括者の提案に基づき、職権再審小法廷の判事の中から予審判事を指名する。裁判所の裁判体の構成は、その事件がその予審判事に配点される日に、この規則の第 28 条第 2 項に従って決定される。
4. その小法廷は、予審判事の提案に従い、一般裁判所の裁判が職権再審されるべきか否かを判断する。一般裁判所の裁判の職権再審の決定書は、職権再審される問題点のみを指示する。
5. 一般裁判所、同裁判所における訴訟事件の当事者及び規程第 62 条 a の第 2 項に示す利害関係者は、直ちに、記録官から、一般裁判所の裁判を職権再審の司法裁判所の決定について情報提供を受ける。
6. 一般裁判所の裁判を職権再審する決定の日付及び職権再審される問題点についての告示は、EU 官報上で公示される。

第194条 先決裁定の職権再審

1. TFEU の第 256 条第 3 項に基づいて与えられた一般裁判所の裁判を職権再審するための首席独立弁論官の提案書は、司法裁判所長官及び職権再審小法廷の総括者に対して提出される。その提出の通知は、記録官に対し、同時に与えられる。
2. 提案書の存在について彼が連絡を受けた後直ちに、記録官は、一般裁判所における事件の記録を職権再審小法廷の構成員に提出する。
3. 記録官は、一般裁判所、照会元の裁判所または法廷、基本事件の当事者、及び、それ以外の規程第 62 条 a の第 2 項に示す利害関係者に対し、職権再審の提案書が存在することを情報提供する。
4. 職権再審の提案書を受領した後直ちに、裁判所長官は、職権再審小法廷の総括者の提案に基づき、職権再審小法廷の判事の中から予審判事を指名する。裁判所の裁判体の構成は、その事件がその予審判事に配点される日に、この規則の第 28 条第 2 項に従って決定される。
5. その小法廷は、予審判事の提案に従い、一般裁判所の裁判が職権再審されるべきか否かを

判断する。一般裁判所の裁判の職権再審の決定書は、職権再審される問題点のみを指示する。

6. 一般裁判所、照会元の裁判所または法廷、基本事件の当事者、及び、それ以外の規程第62条aの第2項に示す利害関係者は、直ちに、記録官から、一般裁判所の裁判が職権再審されるべきか否かに関する司法裁判所の決定について情報提供を受ける。

7. 一般裁判所の裁判を職権再審する決定の日付及び職権再審される問題点についての告示は、EU官報上で公示される。

第195条 職権再審の決定の後の事件の実体に関する判決

1. 一般裁判所の裁判の職権再審の決定書は、当事者及びそれ以外の規程第62条aの第2項に示す利害関係者に対して送達される。構成国、及び、構成国以外の国であって、EEA協定の加盟国であり、かつ、EFTA調査機関の国に対して送達された決定書には、この規則の第98条の条項に従い、司法裁判所の判断書の翻訳が添付される。司法裁判所の決定書は、一般裁判所、及び、適用可能なときは、照会元である裁判所または法廷に対しても送達される。

2. 第1項に示す送達の日から1か月以内に、司法裁判所の判断書が送達された当事者及びそれ以外の利害関係者は、職権再審の対象である問題点に関する陳述書または意見書を提出することができる。

3. 一般裁判所の裁判の職権再審の決定が行われた後直ちに、首席独立弁論官は、1名の独立弁論官にその職権再審を配点する。

4. 職権再審小法廷は、その独立弁論官の意見を聴取した後、当該事件の実体に関して判決する。

5. しかしながら、その小法廷は、司法裁判所に対し、より多数の判事で構成される裁判所の裁判体にその事件を回付することを求めることができる。

6. 職権再審された対象である一般裁判所の裁判が、TFEU第256条第2項に基づくものである場合、司法裁判所は、訴訟費用に関しても裁判する。

第7款 意見

第196条 訴訟手続の書面審理部分

1. TFEUの第218条第11項に従い、構成国、欧州議会、理事会または欧州委員会から、意見を求める請求をすることができる。

2. 意見を求める請求は、予定されている協定が諸条約の条項と適合するものであるか否か、及び、欧州連合または欧州連合の機関が、当該協定を締結する権限を有するか否かの両者に関するものとすることができる。

3. その請求は、構成国及び第1項に示す機関に対して送達され、かつ、長官は、それらが意見書を提出することができる期限を指定する。

第197条 予審判事及び独立弁論官の指名

意見を求める請求の申立書が提出された後、直ちに、長官は、1名の予審判事を指名し、かつ、首席独立弁論官は、1名の独立弁論官にその事件を配点する。

第198条 弁論

裁判所は、裁判所に係属した訴訟手続について、弁論も含めることを決定することができる。

第199条 意見の言渡しの期限

裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、可能な限り速やかに、その意見を言い渡す。

第200条 意見の言渡し

意見は、長官、その評議に参加する判事及び記録官によって署名され、公開の法廷で言い渡される。その意見は、全ての構成国及び第196条第1項に示す機関に対して送達される。

第8款 特別形態の手続

第201条 仲裁廷の判断に対する不服申立て

1. TEAEC 第18条第2項に基づく不服申立てをする申立書には、以下の事項を記載する：

- (a) 申立人の名前及び定住所；
- (b) 署名者の記述；
- (c) 不服申立てが行われる仲裁廷の判断への参照；
- (d) 相手方の名前；
- (e) 事実の要旨；
- (f) その不服申立てが基づく根拠及び依拠する見解並びにそれらの根拠の簡潔な記述；
- (g) 申立人が求める裁判の構成。

2. この規則の第119条及び第121条は、この申立てに適用される。

3. 争われる判断の認証された正本が申立書に添付される。

4. 申立書が提出された後、直ちに、裁判所の記録官は、仲裁廷の登録所に対し、その事件の記録を裁判所に対して送付することを要請する。

5. この規則の第123条及び第124条は、この訴訟手続に適用される。裁判所は、裁判所に係属した訴訟手続について、弁論も含めることを決定することができる。

6. 裁判所は、判決の形式により、その判断を与える。裁判所が仲裁廷の判断を破棄する場合、裁判所は、その事件を仲裁廷に差し戻すことができる。

第202条 TEAEC 第103条に基づく手続

1. TEAEC 第103条第3項に基づく申立てにおいては、4通の認証された副本を提出する。その申立書には、関係する協定または契約の草稿、関係国宛の欧州委員会の意見書及びそれ以外の全ての関係書類が添付される。
2. 申立書及びその添付書類は、欧州委員会に対して送達され、欧州委員会は、その送達の後10日以内の期限で欧州委員会の意見書を送付する。この期限は、長官によって、関係国の意見を聴取した後、延長され得る。
3. その意見書が提出された後、その意見書は、関係国に対して送達され、裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、並びに、そのように求められる場合には、関係国及び欧州委員会の意見を聴取した後、迅速に、その判断を与える。

第203条 TEAEC 第104条及び TEAEC 第105条に基づく手続

TEAEC 第104条第3項及び TEAEC 第105条第2項に基づく申立ては、この規則の第2款及び第4款の条項によって規律される。その申立書は、締約者である個人または事業者が属する国に対しても送達される。

第204条 EEA 協定第111条第3項に定める手続

1. EEA 協定の第111条第3項によって規律される事件においては、その紛争の当事者である加盟国から提出された申立書により、その事柄が裁判所に提起される。その申立書は、欧州共同体の他の締約国、EFTA 監視機関、及び、それが適切なときは、欧州連合の立法の解釈上の同じ問題を生じさせる先決裁定を求める申立てがあり得る他の利害関係者に対して送達される。
2. 長官は、締約国及びそれ以外の申立書の送達を受けた利害関係者が意見書を提出することのできる期限を指定する。
3. 申立書は、この規則の第36条に示すいずれかの言語を用いて作成される。第38条が適用される。第98条の条項が準用して適用される。
4. 本条の第1項に示す申立ての後、直ちに、長官は、1名の予審判事を指名する。首席独立弁論官は、その後、直ちに、その申立てを1名の独立弁論官に配点する。
5. 裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、その申立てに関し、理由を付した決定をする。
6. 裁判所の決定書は、長官、その評議に参加する判事及び記録官によって署名され、第1項及び第2項に示す締約国及びそれ以外の関係者に対して送達される。

第205条 リスボン条約発効前に発効した版の TEU 第35条に示す紛争解決

1. 諸条約に添付されている議定書第36号によって効力が維持されているリスボン条約の発効前に発効した版の TEU 第35条第7項に示す構成国間の紛争の事件に関しては、紛争当事者の申立てにより、その事柄が裁判所に提起される。その申立書は、他の構成国及び欧州委員会に対して送達される。

2. 諸条約に添付されている議定書第36号によって効力が維持されているリスボン条約の発効前に発効した版のTEU第35条第7項に示す構成国と欧州委員会との間の紛争の事件に関しては、紛争当事者の申立てにより、その事柄が裁判所に提起される。その申立書は、他の構成国、理事会に対して、及び、その申立書が構成国から提出されたものであるときは、欧州委員会に対して送達される。その申立書は、その申立書が欧州委員会から提出されたものであるときは、構成国及び理事会に対して送達される。
3. 長官は、その申立書が送達された機関及び構成国が意見書を提出することができる期限を指定する。
4. 第1項及び第2項に示す申立ての後、直ちに、長官は、1名の予審判事を指名する。首席独立弁論官は、その後、直ちに、1名の独立弁論官にその申立てを配点する。
5. 裁判所は、裁判所に係属した訴訟手続について、弁論も含めることを決定することができる。
6. 裁判所は、独立弁論官が彼の意見書を陳述した後、判決により、その紛争に関する判断を与える。
7. 前各項に定めるのと同じ手続は、構成国間で締結された協定が構成国間の紛争または構成国と機関との間の紛争について判断をする裁判所に関する裁判管轄権を与える場合に適用される。

第206条 TFEU第269条に基づく申立て

1. TFEU第269条に基づく申立申立てにおいては、4通の認証された副本を提出する。その申立書には、関係書類、及び、とりわけ、TEU第7条により作成された意見書及び勧告書が添付される。
2. 申立書及びその添付書類は、欧州委員会または理事会に対して送達され、それが適切なときは、それぞれの機関は、その送達の後10日以内の期限でその意見書を提出する。この期限は、延長できない。
3. 申立書及びその添付書類は、当の国以外の構成国、欧州議会及び欧州委員会に対しても送付される。
4. 第2項に示す意見書が提出された後、その意見書は、第3項に示す関係する構成国及び機関に対して送達され、裁判所は、申立後1か月以内に、かつ、独立弁論官の意見を聴取した後、その判断を与える。関係する構成国、欧州理事会または欧州連合の理事会の申立てにより、または、職権により、裁判所は、裁判所に係属した訴訟手続について、弁論も含めることを決定することができる。本条に示す全ての構成国及び機関は、その弁論への出廷の通知を受ける。

最終条項

第207条 補充規則

TFEUの第253条の条項に従い、かつ、関係する政府と協議した後、裁判所は、以下に関し、その実務と関係する補充規則を採択する：

- (a) 囑託書；

- (b) 訴訟救助の適用；
- (c) 規程第30条により裁判所から提出される証人または鑑定人の宣誓違反に関する通告書。

第208条 実装規則

裁判所は、別の法令により、この規則の実装のための実務的な規則を採択することができる。

第209条 廃止

この規則は、1991年6月19日に採択され、2011年5月24日に最終改正された欧州共同体司法裁判所手続規則（Official Journal of the European Union, L 162 of 22 June 2011, p.17）と置き換わる。

第210条 この規則の公示及び発効

この規則は、この規則の第36条に示す言語のものが正式のものであり、EU官報上で公示され、その公示の翌日から2か月目の最初の日に発効する。